

平成22年度包括外部監査
「公の施設の管理運営のあり方について」
指摘事項に対する進捗状況と取り組み



瑞 穂 市

平成24年8月時点

各施設の措置状況

平成24年8月現在

施設名等	結果					意見					
	合計	取り組み状況				合計	取り組み状況				
		措置済	改善進行中	不(未)措置	未着手		措置済	改善進行中	不(未)措置	未着手	
各施設共通	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
老人福祉センター	4	4	0	0	0	3	2	1	0	0	
放課後児童クラブ	2	2	0	0	0	10	4	0	6	0	
牛牧南部コミュニティセンター	1	0	1	0	0	5	2	1	2	0	
牛牧北部防災コミュニティセンター	4	4	0	0	0	2	1	0	1	0	
本田コミュニティセンター	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	
未利用不動産	8	5	2	1	0	3	3	0	0	0	
美来の森	7	6	1	0	0	4	2	1	1	0	
就業改善センター	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
火葬場	5	2	0	3	0	2	0	0	2	0	
市営墓地	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	
公園	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0	
自転車駐車場及び駐車場	0	0	0	0	0	4	2	1	1	0	
市営住宅	5	4	1	0	0	2	0	2	0	0	
総合センター	3	0	3	0	0	1	1	0	0	0	
西部複合センター	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	
市民センター	2	1	0	1	0	3	3	0	0	0	
巢南公民館	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	
うすずみ研修センター	4	2	2	0	0	1	0	0	1	0	
グラウンド及びふれあい広場	5	3	2	0	0	3	2	1	0	0	
瑞穂市ガラス工房	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	
弓道場	1	1	0	0	0	2	1	0	1	0	
図書館	3	2	1	0	0	4	2	1	1	0	
瑞穂市郷土資料館	4	3	1	0	0	1	0	1	0	0	
瑞穂市給食センター	8	4	2	2	0	6	5	1	0	0	
下水道施設	1	1	0	0	0	5	5	0	0	0	
委託業務の契約状況	4	4	0	0	0	2	2	0	0	0	
合 計	99	68	23	8	0	70	42	11	17	0	
進捗割合		69%	23%	8%	0%		60%	16%	24%	0%	
(参考)H24.2時点	合 計	99	43	52	4	0	70	29	29	12	0
	進捗割合		43%	53%	4%	0%		41%	41%	17%	0%
(参考)H23.8時点	合 計	99	36	63	0	0	70	33	37	0	0
	進捗割合		36%	64%	0%	0%		47%	53%	0%	0%

※取り組み状況について

措 置 済…指摘事項に対し、対応が完了しているもの。

改 善 進 行 中…指摘事項に対し、現在対応中であるもの。

不(未)措 置…指摘事項に対し、合理的な理由により対応しないもの。

未 着 手…指摘事項に対し、対応を全く行っていないもの。

※2回目の報告より「不措置・未措置」を加えました。

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査 対象	結果又は意見の内容	平成24年2月時点		回答 担当 課
					進捗 状況	措置又は今後の取り組みの内容	
1	10	結果	各施設 共通	瑞穂市会計規則第91条(備品の表示)によれば、「保管中の備品(供用中の備品を含む。)には、形状または性質に応じて備品シールを貼り付けるか、その他適宜の方法により品目、番号及び市名を表示しなければならない。」と規定されている。 規則に従い、早急に内容が正しく記載されたシールを貼付する必要がある。	措置 済	新システムと合わせて備品マニュアルを作成し職員へ説明と資料を配布し周知した。 指摘のあった施設(老人福祉センター、美来の森、火葬場等)は対応した。	各施設 担当課
2	10- 11	結果	各施設 共通	早急に備品の実査を行い、現物はあるが備品管理一覧表にないもの、また、現物はないが備品管理一覧表にはあるもの、さらに現物はあるものの使用できる状態にないものを把握し、備品管理一覧表の整理を進める必要がある。 また、年1回の実査を徹底するよう市全体で取り組まなければならない。	措置 済	新システムと合わせて備品マニュアルを作成し職員へ説明と資料を配布し周知した。 指摘のあった施設(老人福祉センター、うすずみ研修センター、郷土資料館等)は対応した。	各施設 担当課
3	11	結果	各施設 共通	備品の登録方法が明確に定められておらず、各所管課、各担当者に委ねられていることがその一因と考えられる。備品がどこに保管され、現物がどれなのか、備品シールが貼られていない場合でも特定できる程度の情報を備品管理一覧表に登録することは適切な備品管理には必要である。そのためには、現行の登録方法を見直し、マニュアル等で定める必要がある。 また、数量が複数になる場合、購入単価が1個単位の場合と複数を合計で記載されている場合が混在していたので、1個単位の単価で記載するようにすべきである。 品名等の表示方法等が不適切で現物を特定できないものがあるため、担当者以外でもすぐに分かるような登録内容を記載するよう徹底すべきである。	措置 済	新システムと合わせて備品マニュアルを作成し職員へ説明と資料を配布し周知した。	管財 情報課 及び 各施設 担当課
4	11	結果	各施設 共通	会計規則だけでは備品と消耗品の区別が難しく、担当者によってばらつきが生じる可能性は否定できない。 また、工事により取り付けられる備品も当然に管理の対象となるため、今後はマニュアル等を作成し、具体的な基準を明確にし、職員全体に周知徹底を図るべきである。	措置 済	新システムと合わせて備品マニュアルを作成し職員へ説明と資料を配布し周知した。	管財 情報課 及び 各施設 担当課
5	12	結果	各施設 共通	ある部署で十分活用されていない備品であっても、他の部署では必要としている場合がある。市全体の横のつながりを十分とることにより、情報を交換し備品の活用を図る必要がある。課を超えた情報交換は、施設そのものの活用にもつながる重要な課題である。	措置 済	不用物品(消耗品・備品)は、庁内職員に周知し活用することでシステム化した。(実施中)	管財 情報課 及び 各施設 担当課

6	12	結果	各施設共通	<p>瑞穂市公有財産及び債権の管理に関する規則第5条「部等の長は、登記又は登録を必要とする公有財産を取得したときは、速やかにその手続をとらなければならない。」と規定されている。</p> <p>実態に合わせて、早急に正しい地目に訂正するとともに、合併による承継登記で「瑞穂市」に変更する必要がある。</p> <p>また、地方自治体における建物の登記については、不動産登記法附則第9条により免除されており、必須ではないが、第三者との争いが生じるおそれがある場合、例えば、借地上に未登記建物を建てている場合などは対抗力の関係(借地借家法第10条第1項)より建物登記の必要がある。市所有地上に建てられた施設であれば問題はないと思われるが、借地に建てられた施設については、その点を条例あるいは規則で明記することが必要である。</p>	措置済	<p>既に実施している。</p> <p>解決に時間を要す案件(土地処理)もあるが取り組んでいる。</p>	各施設担当課
7	13	結果	各施設共通	<p>電柱の設置に関し、目的外の使用許可を行うことは、公益的な観点及び瑞穂市公有財産及び債権の管理に関する規則第8条により当然としても、使用料免除、使用期間について、「許可日から設備存置期間中」は、問題である。また、財産貸付簿の記載がないことは、使用許可の経過が不明となり、行政財産の管理として不適正である。</p> <p>国においても、「電柱等を設置するため行政財産の一部を使用させる場合の取扱いについて」(昭和35年3月28日蔵管第700号)を發布し、電気通信事業法施行令第5条に定める額により、使用料を徴収することとされ、使用許可期間についても、最高30年としている。</p> <p>他の地方公共団体においては、許可の対象、性質によって、原則1年とし、実情に応じ、3年、5年または10年以内の期間を区切って許可するとしている事例がある。</p> <p>瑞穂市文書規程第36条(文書の保存期限)第1項の規定を考慮すると、許可期間は、最高10年とすべきである。また、財産貸付簿の記載及び管理が必要である。</p>	措置済	<p>貸付簿備えメンテナンスを行っている。</p> <p>原則期間とおりとす。ただし、借受者が不利益が生じる場合等諸事情がある場合は、その都度、貸付内容を協議調整していく。</p>	管財情報課及び各施設担当課
8	17	結果	老人福祉センター	<p>社協に対しては、事務を行うのに必要な面積について、利用許可が行われているのであり、老人福祉センターのすべてについて利用許可が行われているわけではないので、個別の利用の許可の手続きを行うべきである。</p>	措置済	<p>平成23年度より市が社会福祉協議会に委託している事業についても、個々の利用申請を行い、利用の許可の手続きを行った。</p>	福祉生活課
9	17-18	結果	老人福祉センター	<p>社協巢南支部の所有の備品との区分が不明確となる可能性が非常に高いため、瑞穂市の所有する備品と社協巢南支部の所有する備品との所有を明確に区分する措置を講ずるべきである。</p>	措置済	<p>備品のチェックが完了し、備品シールの添付を行い、市所有の備品がわかるようにした。今後購入及び移管するときには確実に決裁を行うことを徹底する。</p>	福祉生活課

10	18	結果	老人福祉センター	<p>社協への委託業務の範囲は瑞穂市老人福祉センター事業であるが、P18(3)の事実関係のような場合には、直ちに所管課への連絡の対応を明確にすべきである。権限がない社協の職員の判断で取り扱うべきではない。地域産業を後援し、それに貢献する必要性はあるかもしれないが、条例に定められた手続きは、遵守すべきである。</p>	措置済	<p>今年の柿のシーズンにも地域産業の振興のため必要とあれば、条例に定められた手続きを行うように話をした。</p>	福祉生活課
13	20-21	結果	老人福祉センター	<p>公有財産の管理のためには、公有財産台帳の整備及び台帳付属資料が重要であり、上記の具体的な区分を踏まえ、①土地 ②建物及び建物の従物 ③工作物 ④立木に分類し、従物はその主物の台帳で整理管理すべきである。</p> <p>工作物は、具体的には、土留、石垣、護岸等土地の維持管理を目的とする工作物であるが、所有する土地に係るものは、土地の一部として扱うのが便宜であり、独立した工作物で営造したものは、工作物として台帳を作成するのが便宜である。また、借地上にあるものは、当然別に台帳を作成すべきである。</p> <p>立木として管理すべきものは、一定のものであり、一定のもの以外のものは土地で管理するのが便宜である。一定のもの範囲は、例えば、立木類の内、地上1.2mの位置で幹の周囲が30cmを超えるものを対象としている地方公共団体の例がある。</p> <p>物品の内、管理の対象となるものは、備品が中心となるが、会計システムとの関連で「節」：備品購入費のみに限られるだけでなく、地方自治法施行規則 別記では、「節」：工事請負費は、「何工事請負費 土地、工作物等の造成または製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの」とされており、この支出分からも備品に計上すべきものがある。</p> <p>また、保全、維持保全、修繕、改修の区分も重要であり、保全の記録を行うべきである。</p> <p>上記の分類と会計システムとの関連を考慮し、公有財産の管理には、保全、修繕等の記録を含めた付属資料の作成及び保管並びに補充記録する必要がある。</p>	措置済	<p>新システムと合わせて備品マニュアルを作成し職員へ説明と資料を配布し周知した。</p> <p>現在庁舎の修繕計画の検討するため今年度、計画を策定する。(業者へ委託) これをモデルとして各課へ周知する。</p>	福祉生活課・管財情報課
17	32	結果	放課後児童クラブ	<p>平成21年度及び平成22年度の市が各クラブと締結した委託業務契約書について、第5条の次に、第7条の記載がある。第6条が脱漏している。</p> <p>第7条以下は第6条以下の誤りである。平成21年度の誤りが平成22年度も訂正されずそのままになっているが、少なくとも、次年度の契約書においては、訂正が必要である。</p>	措置済	<p>平成23年度の契約書については、必要な訂正を行った。</p>	幼児支援課
18	32	結果	放課後児童クラブ	<p>平成21年度においては、中小校区以外は、各保護者会に概算払いされた業務委託料に不用額が生じているが、変更契約は締結されずに精算がなされている。不足が生じた中小校区のみ変更契約が締結されている。</p> <p>委託業務契約書第9条及び仕様書第5項によれば、不用額が生じた場合でも契約金額の変更の上での精算が必要とされている。</p> <p>変更契約を締結せずに精算することは契約及び仕様書に違反するため、今後は、変更契約を締結の上精算する必要がある。</p>	措置済	<p>平成22年度については、変更契約の締結後に精算を行った。</p>	幼児支援課

27	43	結果	牛牧南部コミュニティセンター	<p>条例によれば、使用料は利用の前までに納付することとなっている。しかし、窓口では利用の許可等ができないために、使用料の収納もできないこととなっている。このため、利用日が至近である場合には、使用料の収納が利用日を過ぎてしまうことは手続上やむを得ないと考えられる。</p> <p>しかし、上記のデータから明らかなように、納付書に記載された納期限を過ぎた後に利用日が到来する団体等が使用料を納付しないまま、実際にはセンターを利用し、その後に使用料を納付していると考えられるケースが各年度とも少なからず存在する。しかも、同じ団体がしばしば納付が遅れている。納付が遅れても通常通り利用できるのであれば、必ずしも納期限は守らなくてもいいと考えるのは、利用する側からすれば無理のないところである。</p> <p>総務課は、この事実を把握しているのだから、納期限を守らない場合には利用をさせない等の厳正な措置をとるなど、何らかの対応をすべきである。</p> <p>また、利用日から10日以上も後に納付書が作成されているケースもあった。利用申込みは利用日以前になされているはずであるから、窓口での利用申請から、実際に納付書作成まで2週間程度経過していると考えられる。しっかりと手続を踏んでから利用するために、窓口業務から納付書作成までの流れをマニュアル化する等、条例に即した手続を徹底すべきである。</p>	改善進行中	<p>窓口業務マニュアルを作成した。</p> <p>利用日前の使用料納付を基本としているが、利用日直前申請の使用料徴収に対して、現在は電算端末が未整備のため納付書発行ができない。</p> <p>電算端末整備後も、施設職員は嘱託職員や委託先社員であるため電算端末からの納付書発行・現金取扱ができないため、現状のままとするが、このことを課題とし今後も検討を加える。</p>	総務課
33	51	結果	牛牧北部防災コミュニティセンター	<p>備品の除却については、現物を廃棄した写真を残して実際に破棄されたことが確認できるようなマニュアルを作成し、徹底すべきである。</p> <p>また、利用度合いの低い備品については、その一覧を情報として施設間で共有し、他の施設で有効に活用できるような環境を整備すべきである。</p>	措置済	<p>備品については、廃棄状況が確認できるようマニュアルを作成し、また、不用備品については、庁内職員に周知し活用している。</p>	総務課
34	52-53	結果	牛牧北部防災コミュニティセンター	<p>条例によれば、使用料は前納することとなっている。しかし、窓口では利用の許可等ができないために、使用料の収納もできない。このため、利用日が至近である場合には、使用料の収納が利用日を過ぎてしまうことは手続上やむを得ない場合もある。</p> <p>しかし、上記のデータから明らかなように、納付書に記載された納期限を過ぎた後に利用日が到来する団体等が使用料を納付しないまま、実際にはセンターを利用し、その後に使用料を納付していると考えられるケースが、平成19年度56件、平成20年度39件、平成21年度36件と、各年度ともかなり存在する。また、同センターには、過年度の未納分が存在する。</p> <p>牛牧南部コミュニティセンターに比べて、かなり収納状況が悪いといえる。しかも、同じ利用者の納付がしばしば遅れている。これらの利用者の中には、利用後、納付の時期が、1、2ヶ月遅れることが常態化しているものもある。納付が遅れても通常通り利用できるのであれば、必ずしも納付期限は守らなくてもいいと考えるのは、利用する側からすれば無理のないところである。センター側と利用者とのなれ合い状態になっているのではと疑問が残る。</p> <p>また、きちんと納付期限を守り、納付している利用者も相当数いるわけであるから、納付遅れが常態化している利用者との間の公平性の問題も生じることになる。</p> <p>総務課は、この事実を把握しているのだから、納付期限を守らない場合には利用をさせない等の厳正な措置をとる等、適切な施設利用が行われるよう対応すべきである。</p>	措置済	<p>窓口業務マニュアルを作成した。</p> <p>納期限遵守は徹底し未納の場合は、未納の場合は利用不可とし厳正な措置を取ることにした。</p> <p>利用日直近の利用料納付は、現在のところ電算端末がないため納付書作成は不可能である。仮に納付書発行が可能となった場合でも施設配置職員は外部からの派遣社員や嘱託職員であるため納付書発行や現金取扱ができないためこのままとする。</p>	総務課
36	53	結果	牛二牧テ北部防災コミュニティセンター	<p>条例施行規則と、センターの案内文とでは、利用申し込みは最大で1ヶ月近くの相違があり、条例施行規則の運用がなされているようである。したがって、案内文を訂正すべきである。</p>	措置済	<p>施設に設置している案内文は、条例施行規則に沿ったものとした。</p>	総務課

38	56	結果	牛 牧 北 部 防 災 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	<p>問題点は、2つ指摘できる。第1に、国からの1億8千万円もの補助金を使い、さらに一般財源も5億4千万円以上投入してP56②のような状況で現在に至っていることである。補助金も、一般財源も税金である。</p> <p>民間であれば、このような状況のまま放置してしまうことは考えられないので、施工業者と十分協議をし、今後の対策を検討する必要がある。</p> <p>第2に、この建物は防災の拠点としての性格を持った建物であるということである。防災拠点としての建物の擁壁が傾斜していたり、地盤が沈下するなどということは本来あってはならない。</p> <p>今後、建設される施設については、施工のチェック体制を強化し、問題があった場合の責任の所在を明確にするとともに、市民の安全に対する説明責任を果たしていく必要がある。</p>	措置済	今年度、地盤沈下が原因による配管の一部改修を行った。今後も随時沈下状況を測定し、時期を見計らって改修を行うこととした。	総務課
39	62	結果	本 田 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	<p>会議室の利用料金は、会議室の面積を基準にして決定されている。そのため、おおむね同一の利用料金になっている。通常であれば、一番新しい施設である本田コミュニティセンターの施設利用料金が高いと思われるが、こうした点が利用料金に反映されていない。</p> <p>本田コミュニティセンターの歳入額と歳出額には大きい差がある。差額を減らすためには、歳出額を減らすとともに歳入額を増やす方法を考えねばならない。そのためには、現状歳入額は施設の利用料以外にはないため、一番新しい施設である本田コミュニティセンターの利用料金の値上げを検討する必要がある。</p>	措置済	条例改正を行い、平成24年10月に改定する。	総務課
40	62	結果	本 田 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	<p>現状では、歳入額の約40倍の歳出額が生じている。その差額を少しでも少なくするためには利用者数が増加しなくてはならないが、コミュニティセンターを周知させるための広報活動を十分に行っているとは思えない。現状瑞穂市のホームページに載せ、市役所とコミュニティセンター内に簡単なリーフレットがあるだけである。月間の平均利用者数は、1年目と比較して増加しているが調理室などの特定の施設は大半が利用されていない。しかし、施設運営は耐用年数の限り続いていくのである。近隣住民の力を借りながらどのように運営していけば設置目的である近隣住民の連帯感の醸成を図れるかしっかりと考えるべきである。設立時には、8反にも及ぶ広大な土地を12人の地権者から取得し、約2億6,760万円もの取得費を費やしている。この取得費は税金から填補されていることを再認識する必要がある。</p>	措置済	定期的に施設の運営協議会を開催しながら、地域住民の方と協議し要望を取り入れ、活動内容を市ホームページ、PRチラシ等を活用し少ない予算で最大の効果を発揮できるよう、運営協議会と連携し運営を行う。	総務課

41	63	結果	<p>本田コミュニティセンター</p> <p>建設要望が平成15年にあり、平成18年度当初予算において当該事業が継続費として設定され、市債をもってその財源を見込んでいるところ、平成19年度において、財源をまちづくり交付金に変更していることから、計画過程において、財源変更したと推測される(まちづくり交付金が創設されたのは平成16年)。しかし、設立後の近隣住民の利用者数、そしてそれに伴う収益構造を鑑みるに本田地区住民の大多数をもって積極的に建設推進を要望したと考えることは困難である。通常理解としては、まちづくり交付金が交付されるのであればもう一つコミュニティセンターを建設しようという極めて安易な妥協があったとしか考えられない。この点は市当局としては事実関係を正確に市民に公開する必要がある。</p> <p>また、近隣住民の参加を促すため、毎月2回館長が、自主的に「本田コミュニティセンター」という会報を作成して広報活動を行っている。それでもボランティアの参加者は増えていない。近隣住民の関心は非常に薄い。各学区に防災施設を備えなければいけない点を十分に斟酌しても、本当にこの施設そのものが必要であったかどうか疑問と言わざるを得ない。</p> <p>歳入額の40倍もの歳出額がある施設は民間企業なら即廃止の検討になる。その観点からみるとコミュニティセンターそのものを廃止することを含め、再度有効利用の検討を早急に実行すべきである。</p>	措置済	<p>定期的に施設の運営協議会を開催しながら、地域住民の方と協議し要望を取り入れ、活動内容を市ホームページ、PRチラシ等を活用し少ない予算で最大の効果を発揮できるよう、運営協議会と連携し運営を行う。</p>	総務課
42	63-64	結果	<p>本田コミュニティセンター</p> <p>牛牧南部コミュニティセンターと本田コミュニティセンターの施設規模は、P63から64の表のとおり差異がある。しかし、(財)瑞穂市施設管理公社に対する委託料が同額になっている。これには疑問が残る。例えば、別の業者に委託している平成21年度の清掃委託料について例を挙げてみたい。</p> <p>報告書P63～64の表参照</p> <p>このように各清掃委託面積及び業務内容により委託料に差異がある。施設規模の大小により業務の多寡が決まる場合が多いので、通常は委託料も差異が生じてきて当然である。(財)瑞穂市施設管理公社に委託している業務内容をしっかりと再検討し、契約内容を見直す必要がある。</p>	不(未)措置	<p>検討の結果、施設規模の大小による委託金額の差異については、比較対象施設とも最低配置人員で運営しているため、差がつかない。</p>	総務課
43	64	結果	<p>本田コミュニティセンター</p> <p>競争入札を行ったのは、購入金額の関係で平成21年度には1件しかない。本田コミュニティセンターの損益が大幅に支出超過(赤字)であるため、利用者を増やすことにより歳入額を増やす一方で歳出額を最小限にしなければならない。しかし、50,000円未満の消耗品を購入する場合の搬入業者は同一のままである。これでは歳出額削減を最大限行っているとは考えられない。今後は、消耗品等を購入する場合でも一定の品質を確保する中で、できるだけ価格が安いものを選んで購入するように努力する必要がある。それには第一に納入業者の見直し等を図る必要がある。</p>	措置済	<p>平成23年度より瑞穂市契約事務要領の規程により、事務を行っている。</p>	総務課
44	73	結果	<p>未利用不動産</p> <p>財産台帳に未記入部分があることは規則第16条違反である。</p> <p>契約書などが存在しなくても、登記年月日や取得事由は、不動産登記簿を取り寄せれば、すぐに判明するものであり、早急に記載すべきである。現在の不動産登記簿で不明であれば、閉鎖登記簿謄本も取り寄せて、記載漏れのないようにする。</p> <p>今後異動事由等があれば、必ず記載する。</p> <p>様式第2号の使い勝手が悪いのであれば、様式の見直しを検討すべきである。</p>	措置済	<p>現在実施中である。</p> <p>既存部分で対応し当面様式は見直しはしない。</p>	管財情報課

46	74	結果	未利用不動産	<p>不動産登記簿を備えることで、財産台帳及び土地明細台帳の未記入部分が相当程度減るはずである。</p> <p>次に、報告書P74の①、②の問題点であるが、①所有名義については、瑞穂市に変更されているものとされていないものにつき、何ら法則性は見当たらない。</p> <p>瑞穂市に変更されていないものについては、実態に合致しておらず、「登記を必要とする公有財産を取得したときは、速やかにその手続をしなければならない。」とする瑞穂市公有財産及び債権の管理に関する規則第5条の趣旨からしても、早急に全てを瑞穂市名義に変更する必要がある。なお、かかる登記の登録免許税は非課税でもあり、費用の問題は変更しないことの合理的な理由とはならない。</p> <p>②については、連絡をして1年以上も何ら進展がないようであるが、抹消登記をすべく、事実調査、抹消登記承諾書の返送などの手続を早急に進めるべきである。</p> <p>まとめると、確かに、瑞穂市公有財産及び債権の管理に関する規則においては、必ずしも不動産登記簿を備えることが要求されているものではないが、財産台帳及び土地明細台帳の記載が不十分であり、かつ、不動産登記簿が備えられていないために、上述した①、②のような問題点が生じている。</p> <p>このような問題点が発生しないように、規則等で明示し、筆ごとに、不動産登記簿を備え(途中取得の経緯を明らかにするために閉鎖登記簿謄本も含めるべきである。)、物件の異動が生じた場合には、その都度、登記簿謄本を備えて管理することが必要である。</p>	改善進行中	<p>仮登記の相手には連絡をしたが、相手の連絡を待っている。</p>	管財情報課
47	75	結果	未利用不動産	<p>瑞穂市公有財産及び債権の管理に関する規則において、契約書類の備え付けの規定はないが、契約書類がなければ取得金額、取得経緯などが不明となる可能性があり、財産台帳処理をするにも支障が生じる可能性がある。</p> <p>不動産の適切な管理のためにも、今後は、規則等において契約書類の備え付けを明示する必要がある。</p>	措置済	<p>規則の改正ではなく、契約書の備え付けを部長会議等で周知徹底を図った。</p>	管財情報課及び各施設担当課
48	75	結果	未利用不動産	<p>平成15年5月1日以降に市が寄付を受けた物件(市管理番号26番、不動産番号42番)が存在し、資料として保管されているが、各種資料の他、別紙として寄付採納願いと寄付採納受理通知が添付されているのみで、規則に必要な記載事項(取得をしようとする理由)を書いた書面はない。</p> <p>規則違反となるため、早急に必要な書面を備えたとともに、寄付行為があった場合には規則を徹底する必要がある。</p>	措置済	<p>寄附行為についても書面を作成するよう徹底した。</p>	管財情報課及び各施設担当課
49	78	結果	未利用不動産	<p>現地調査した結果、未利用不動産でありながら、第三者によって利用されている土地が複数存在する。</p> <p>管理としてずさんであると評価せざるを得ない。</p> <p>今後もこのような管理状況が継続すれば、地方自治法第238条第4項に定められる普通財産はもちろんのこと、行政財産においても、民法第162条に定められる時効取得の問題が生じる。</p> <p>すなわち、最高裁第二小法廷昭和51年12月24日判決によれば、「公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物の上に他人の平穩かつ公然の占有が継続したがそのため實際上公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、右公共用財産については黙示的に公用が廃止されたものとしてこれについて取得時効の成立を妨げない。」とされている。</p> <p>このように、時効取得のおそれがあることから、そのようなことが生じないよう不法占拠防止措置を講じる必要がある。</p> <p>具体的には、市としては、占有を防止すべく、市管理番号26番、27番、41番、42番の不動産と同様に、柵を設けるなり、市有地であることを記した立て看板を設置することが考えられる。また、そのような措置を講じるとともに、定期的な見回りなどの措置を講じることも併せて検討する必要がある。</p>	改善進行中	<p>未利用地43箇所(86筆)中 No34:所管替えて行政財産 1件(2筆) No18:農地から農地法4条許可で賃貸借財産 造成後、賃貸借契約済 1件(2筆) No10、No38:財産保全のため 2件 官民境界立会予定(管理課へ昨年度末依頼)(2筆)の処理を行った。</p>	管財情報課

51	82	結果	未利用不動産	<p>財産台帳及び土地明細台帳が十分でないこともあり、市が管理し、委員会に提供する情報が正確でない(分筆を反映させていないなど)上に不十分(取得時期、取得理由、取得経緯等不明)である。これでは、実のある議論はできない。</p> <p>適切な方針を立てるためにも、常に最新の正確な情報提供は必須である。</p> <p>また、第20回土地調査特別委員会の議論でも出ていたように、委員会に対し、進捗状況の情報提供もない。市において、進捗状況を明らかにする資料も作成の上、理由なく遅延しているものについては早急に処理する必要がある。</p> <p>90筆、合計43,677.27㎡もの未利用不動産の放置は、市にとって本来得られるべき利益を得られず、また不法占拠されないように管理費用もかかるものであるという意味で多大な損失であることを常に念頭に置くべきである。</p>	措置済	<p>所替えて行政財産 1件 庁内で財産所管替え検討 1件(事業待ち)で既にも実績も出てきた。今後も継続的に連携を図って行く。</p>	管財情報課
52	82	結果	未利用不動産	<p>処理方針が売却で合致したにもかかわらず、いまだ実現まで至っていない。その理由としては、売却の具体的な方法論が確立されていないことが考えられる。</p> <p>売却に際しては、隣地から声をかけるなどの方法をとっているようである。購入の必要性という観点からすれば、一般的に隣地所有者は必要性が存在することが多く、それも重要であるが、委員会委員の意見にもあるとおり、財産の有効活用及び価格の適正を図るためにも、随意契約ではなく、一般競争入札の実施を優先させることが必要である。</p> <p>そのためにも、まず、売却のルール作りが必要である。</p> <p>この点、第20回土地調査特別委員会(平成22年7月20日開催)において、市より、「普通財産の売却に関する事務処理要領案」が提出されているようであるが、いまだ実現していない。</p> <p>迅速かつ適切な売却のためにも早急に制定する必要がある。</p>	措置済	<p>平成23年7月要領を作成し、要領に基づき実施している。</p>	管財情報課
54	83	結果	未利用不動産	<p>土地開発公社は、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独でまたは他の地方公共団体と共同して設立することができる公社である(公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項)。</p> <p>土地開発公社は上記の目的を達するため、業務を行うものであるが、瑞穂市土地開発公社は、保有財産もなく、利用されていない以上、存在意義はない。</p> <p>今後、仮に、用地取得の必要が生じたとしても(当然ではあるが未利用不動産の有効処理が優先ではある。)、予算化し、議会の議決を経て行うことで足り、それが財政の健全化につながる。</p> <p>平成22年度は政令指定都市である大阪市や千葉市などの土地開発公社においても解散が決定されている。</p> <p>早急に解散すべきである。</p>	不(未)措置	<p>平成24年3月の理事会において、公共事業(下水道事業)の用地取得が今後見込まれ、その先行取得に公社が必要とされるため、当面存続することが決定された。</p>	都市開発課

55	89-90	結果	美来の森	<p>展示室、研修室の使用については、フリーマーケットはコミュニティセンター等で開催すればよいし、フュージング体験教室は本来ガラス工場の事業であり、本来はそこで行うべきである。市の施設である以上、市主催行事以外の使用については、使用料を徴収すべきである。</p> <p>美来の森の設置目的が廃棄物減量、再資源化、再利用のための学習や啓発、研究であるなら、展示室、研修室には一般廃棄物処理基本計画を小学生にもわかりやすく解説、図解したものを作成、展示し、将来は循環型社会を目指すという方針を示すべきである。また、現在小学4年生を対象に、年1回行われている学習の機会を小学校の複数の学年対象に毎年行って啓発すべきである。このままでは、何のために建設した施設か分からないと言わざるを得ない。</p>	改善進行中	<p>展示室及び研修室の使用料については、使用実態を分析した上で、条例を改正し、徴収する方向で検討する。また、一般廃棄物処理基本計画の改定時に使用料徴収を併せて検討する。〈環境課〉</p>	環境課・学校教育課
57	90	結果	美来の森	<p>備品管理一覧表に記載されていない机や椅子、ロッカーが数十点見受けられた事は問題であり、手続を経た上で備品管理一覧表に記載し、備品シールを貼付して管理していくべきである。</p> <p>また、ガラス工場の所有物が数多く置かれており、美来の森の備品なのかガラス工場の備品なのかははっきりしない物が多く見受けられた事も問題であり、美来の森の備品は環境課が責任を持って管理し、ガラス工場の備品は、ガラス工房内で生涯学習課が管理すべきである。</p>	措置済	<p>美来の森の備品については、再度、管理を見直し、平成23年度中に一覧表を作成し、シールを貼付した。また、指摘のとおり、美来の森とガラス工房については、それぞれ管理を分けた。〈環境課〉</p> <p>本館を借用する際に持ち込んだ備品は、返却時に必ず工房内に戻すよう指導を行った。〈生涯学習課〉</p>	環境課・生涯学習課
58	92	結果	美来の森	<p>何が持ち込まれているかが不明であり、持ち出されている物も不明であることから、リサイクル品の管理に問題がある。他の施設に、美来の森から持ってきた冷蔵庫やロッカー等があったことから、徹底した管理及び監視が必要である。</p>	措置済	<p>リサイクル品の管理については、平成23年8月1日から粗大ごみの有料化が始まったことから、特に、持込・持出をはっきりさせないといけない。したがって、今後は持込・持出しないよう職員及び委託業者に徹底させている。</p> <p>また、他の施設に美来の森から持ってきたという備品があることについては、廃棄を行う。</p>	環境課
61	94	結果	美来の森	<p>焼却炉・シートハウスを、未使用状態で放置しているのは問題であるが、瑞穂市としてのごみの現状を踏まえ、安易に次の施設を作るのではなく、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析してから再利用を考えるべきである。</p>	措置済	<p>平成24年3月30日に解体工事が完了した。</p>	環境課
62	95	結果	美来の森	<p>一般廃棄物最終処分場は、衛生面を考えても早急に埋め立てて、最終処分場は廃止すべきである。</p> <p>瑞穂市としてのごみの現状を踏まえ、安易に次の施設を作るのではなく、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析してから再利用を考えるべきである。</p>	措置済	<p>平成24年2月10日付けで廃止した。</p>	環境課

63	96	結果	美来の森	<p>粗大ごみの排出量を見ると他の市町と比べ、瑞穂市は圧倒的に多いのは、他地域から持ち込まれている可能性も高いと考えられる。また有料化をすれば、たとえ市外から持ち込まれたとしても、市民の税金で処理をする負担は軽減されると考えられる。</p> <p>近隣の市町をみても、粗大ごみを有料化した途端、1人当たりの発生量が激減している(1/7~1/4)。粗大ごみの有料化を行えば、他市と同様に粗大ごみの発生量が減少すると考えられるため、早急に有料化を検討すべきである。</p>	措置済	粗大ごみの有料化については、平成23年8月1日から実施した。	環境課
65	97	結果	美来の森	<p>美来の森へ持ち込む場合、免許証を提示し、瑞穂市民と確認ができれば搬入許可という制度に問題があると考え。誰か一人、瑞穂市の免許証を持っていれば、業者だろうと友人だろうと無料でごみを捨てられる可能性があることが問題であり、早急に粗大ごみの有料化を図れば、その可能性は減少すると考えられる。</p> <p>また、環境課を美来の森に移すことにより、職員の目が光り、他地域からの流入や物品の持ち出しを防止することができ、物品の管理にもなると思われるので、ごみ問題だけを考えれば環境課を美来の森館に移すべきである。</p>	措置済	粗大ごみの有料化については、平成23年8月1日から実施した。 また、環境課の移設については、ごみだけを取り扱っているものではないこと、環境課だけを外部へ持っていくのは瑞穂市として住民サービスに欠けることから、美来の森へ環境課を置くことは考えていない。	環境課
66	100	結果	就業改善センター	<p>現状から考えると、利用状況の把握から収支を含め、生涯学習課で一元管理をして運営していくべきである。</p> <p>そのため、岐阜県と協議し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」により財産処分の申請を行い、所管替えをして現状にあった管理運営を行っていく必要がある。</p>	改善進行中	国が長期利用財産処分報告書を受理したことに伴い、「就業改善センター」関連の条例・要綱等の改廃を進め、9月議会に諮り10月1日より施行が出来るよう生涯学習課と協議を進めている。	商工農政課・生涯学習課
67	106	結果	火葬場	<p>瑞穂市近郊では、葬儀は13時開式、出棺は14時との風習があることを考慮すると、火葬炉の利用回数が増えることは考えにくい。また、告別室、収骨室が1部屋ずつしかないということは、時間を調整して使用するしかなく、同時に複数回火葬することは考えられないことから、火葬炉を4基所有する必要がない。火葬炉の耐用年数は20年であり、人口増加を考えても、あと10年で急激な利用率向上は見込めないこと、近隣の公営火葬場と比較しても最も人口に対する火葬炉数が多く、岐阜市斎苑と比較すると2.2倍にもなることから、人口に対して炉の数が多すぎる。</p> <p>火葬場は、高額な取得費と経費、維持費をかけて市が単独で運営していくには無理があり、揖斐広域連合のように、近隣市町と広域連合を結成し、斎場の機能を持たせた上で運営していくべきである。</p>	不(未)措置	建設当時の地元との合意に基づき、他市町(広域連合)の受け入れには地元の了解が必要である。よって市として広域の運営は現時点では不可能である。しかし、財政が厳しき折、今後、炉の改修工事が20年後の平成32年頃に到来するのでその時期に費用対効果も考慮して市外受け入れ及び広域連合等も視野に入れて検討する。	市民課

70	107	結果	火葬場	霊柩車、祭壇等の貸出しについては、近隣市町でも対応しているところが多く、利用状況の大幅な改善が見込まれない限り取りやめるべきである。	不 (未) 措置	旧穂積町の時には住民サービス、弱者救済の観点から貸し出してきた経緯があり、祭壇及び霊柩車の貸し出し及び使用件数は数百件あった。近年、祭壇は年間数件程度の貸し出ししかないが、霊柩車は、年間数百件の使用がある。今後、霊柩車・祭壇等の耐用年数及び使用頻度等を考慮して順次廃止していく。霊柩車に関しては4～5年後を見据えて廃止の方向に持っていく。祭壇等に関しても霊柩車の廃止時期と同年度とする。	市民課
71	107	結果	火葬場	火葬炉の使用料金が、近隣市町に比べて安価である。特に、市外の住民が利用する場合は、市長がやむを得ないと認めた場合に限り、使用料が極端に安価である。市外からの受け入れを少なくしたいのであれば料金設定を高めればよい。市内、市外とも使用料金の見直しをする必要がある。	措置済	平成24年3月議会において、使用料を「100分の200」から「100分の500」を乗じた額を加算して納付する条例改正をし、24年10月1日より適用する。	市民課
72	107-108	結果	火葬場	待合室に関しては、近隣市町は使用料を徴収しており、利用規定を作成し徴収すべきである。 また、決算書に葬祭具消耗品売却収入が毎年30万円ほど計上されているが、条例には葬祭備品の貸出しのみとなっており、棺桶や芳名帳、香典帳等消耗品の販売は条例違反となってしまうことから、事実であれば条例を改定すべきである。	不 (未) 措置	待合室の使用料は、火葬場の使用料金の中に入っているので使用料徴収はしない。消耗品等の販売については私法上の契約に基づくものであり、条例の改正は必要ないとする。	市民課
73	108	結果	火葬場	霊柩車の運転手が環境課の職員であることから、一般廃棄物処理場に出された品物(冷蔵庫、バーチャルビジョン等)を火葬場内で再利用していることは問題であり、手続を取って実施すべきである。 公営施設の倉庫に個人の所有物を置いておくことは問題であり、撤去し今後は止めさせるべきである。 備品管理に対する意識を根本的に考え直すべきであり、再度備品チェックをし、備品管理一覧表を再作成した上で備品シールを貼付し、管理すべきである。	措置済	備品シールについては、備品一覧表から整理確認しながら、貼付済である。	市民課・環境課
74	111	結果	市営墓地	両霊園とも、集落営の墓地を市が拡張し市営の霊園としているので、修理はその都度行政と管理組合で協議して行っているが、明確な規定を定めて運用すべきである。 10年以上経過しているにもかかわらず管理されていない墓地は、条例に則り、市広報に公表した上で利用権の返還の手続をすべきである。	改善進行中	管理が不明な墓地は、組合と連絡取りつつ調査確認継続中である。	市民課
76	116	結果	公園	公園管理はみずほ公共サービス(株)が委託業務を行っているが、現地には清掃管理表が見当たらないため実際行われているかどうかの確認がとれない。今後適切な管理確認をとれるようすべきである。 因みに名古屋市の都市公園の場合、便所内に必ず1ヶ月単位の清掃管理表があり二日に1回清掃している。その表には、清掃者の記名欄と管理者の記名欄があり責任の所在がはっきりとしている。	措置済	平成23年度より清掃管理表にて実施した。	都市管理課

77	117	結果	公園	馬場公園同様に通常便所を利用する際に目に付く場所にあるはずの清掃管理表が現地に見当たらない。そのため、週に1回の清掃作業が実際行われているかどうかの確認がとれないため、今後適切な管理確認をとれるようすべきである。	措置済	平成23年度から委託業者による毎週1回のごみ回収時に園内点検を実施し、不良箇所等は随時報告をもらう体制を整えた。	都市管理課
79	118	結果	公園	瑞穂市の都市公園は近隣住民のコミュニティ広場、レクリエーション広場の役割がある。 近隣住民の方に運動場利用申込管理を委託するのは問題ない。しかし業務を委託したままで管理部署のチェックが入らない状況は問題がある。利用申込書は市民に委託されて所轄部担当者のチェックがないため、今回のように使用を開始してから利用申込書を提出するというミスも発見されない。 適切な運用がなされるようチェック体制を整えるべきである。	措置済	管理人に対し、申込時に注意喚起し使用前に申し込むよう使用者に説明するよう徹底した。	都市管理課
82	119	結果	公園	森天神社児童遊園地は、地元管理の公園ということで市の担当者も不明部分が多い。遊具も定期点検を行っているとはいえ、器具自体の老朽化が進み事故発生のリスクが大きい。こうしたリスクを未然に防ぐための管理を行う必要がある。	措置済	当公園は地元管理であり遊具の点検について市で行っており点検に基づき地元へ情報を伝え、すでに遊具のサビ等を除去し、塗装した。	都市管理課
88	135	結果	市営住宅	公の施設の管理の基礎となる公有財産台帳(土地の部)及びその関連資料は、正確な記録とともにその整備は、万全を尽くすべきである。	措置済	台帳は整備済である。	都市管理課
89	136	結果	市営住宅	瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の第2条(使用料の額等)中の地方自治法第238条の引用項数は、「4項」でなく「7項」である。早急に訂正すべきである。	改善進行中	平成24年度に改正予定である。	管財情報課
90	136	結果	市営住宅	公営住宅法第18条第3項は、「事業主体は、第1項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。」と規定されているため、適切に予算充当すべきである。	措置済	平成23年度より市営住宅建設に係る公債費に充当した。	都市管理課
91	136	結果	市営住宅	瑞穂市公示においては、駐車場について1部屋につき1台無料との記載はなく、広報みずほのみの記載であるので、この部分について公募内容を同じにして募集すべきである。	措置済	平成23年度より公示内容を訂正した。	都市管理課
94	137	結果	市営住宅	現在の公営住宅法では、「第1種」、「第2種」の区分はなくなっているため、早急に瑞穂市公示の対応をすべきである。	措置済	平成23年度より公示内容を訂正した。	都市管理課
96	146	結果	総合センター	会議室であれば市民センターがあり、保健センターは検診がない時は閉鎖されており、季節によって開館時間を短縮するとか、デイサービス以外は休館日を増やすなど、利用状況とコストに見合った対応を検討する必要がある。	改善進行中	利用状況のデータや早期の予約状況等の集計をするためにシステムを改修中(データの集計までは完了しているが、エクセルへの返還などデータを活用するシステムの構築に時間を要している。)で、改修出来次第平成24年度中にこれを見ながら休館日の導入も視野に入れて検討する。	生涯学習課

97	146	結果	総合センター	<p>日ごと施設ごと時間ごとの利用状況が分かるデータを作成することで、例えば窓口業務を委託する場合の仕様書を毎期見直す時の参考にしたり、開館時間や開館日といった運営方法を費用対効果からどうしていくかといった検討が可能となるはずである。にもかかわらず資料が作成されていなかったということは、施設ありきで公共性、経済性に対する意識が低いと言わざるを得ない。</p> <p>日ごと施設ごと時間ごとの利用状況が分かるデータを作成し、現状を様々な角度から分析し、最小の費用で最大の効果を得るためにはどうすべきかを検討する必要がある。</p>	改善進行中	<p>日ごと施設ごと時間ごとの利用状況が分かるデータは作成済みであるが、現在データを集計するためにシステムを改修中(データの集計までは完了しているが、エクセルへの返還などデータを活用するシステムの構築に時間を要している。)である。改修出来次第平成24年度中にこれを基に現状を分析し検討する。</p>	生涯学習課
98	146-147	結果	総合センター	<p>他の施設との複合集合施設とはいえ、多額の金額をかけた建造物の割には利用日数が限られていることを考えると、同じような施設が複数存在することが果たして必要かどうか真剣に検討する必要がある。より有効的な利用方法を市民目線で考え、一体としての活用を検討する必要がある。</p>	改善進行中	<p>現在利用状況のデータを集計するためにシステムを改修中(データの集計までは完了しているが、エクセルへの返還などデータを活用するシステムの構築に時間を要している。)である。改修出来次第平成24年度中にこれを基に、似た施設について利用方法を検討する。</p>	生涯学習課
101	156	結果	市民センター	<p>どれだけの回数券が発行されているのかを把握できないということは、不正がおこる要因を自ら作るようなものである。こうした要因は少なければ少ないほどよく、不正を未然に防ぐという点から、回数券の印刷は瑞穂市が行い、ナンバーリング等を行うことにより、回数券の管理をする必要がある。</p>	措置済	<p>回数券については複製が比較的簡易であり、また、ナンバーリング等の管理もし難いため、平成23年度より廃止とし、使用の都度金額を徴収する方式に変更した。</p>	生涯学習課
103	157	結果	市民センター	<p>サーキットトレーニング室のようなサービスを提供する施設は民間にも多数存在するが、民間施設の場合、通常、すべての経費が使用料等の収入により賄われている。このような施設を公の施設として運営する場合には、その利用者に応分の負担を求める必要があり、瑞穂市民センターの一部であるサーキットトレーニング室についても、単独の歳出については把握しにくいものの、歳入・歳出の関係を分析し、民間施設を参考として使用料の見直しを検討する必要がある。</p> <p>ただし、現在の料金設定でのサーキットトレーニング室の利用者数は、報告書P155の3利用状況の(5)②に記載のように、平成21年度は年間3,061人、1日当たり10人程度となっており、サーキットトレーニング室の存続そのものも十分に検討する必要がある。</p>	不(未)措置	<p>検討を行った結果、サーキットトレーニング室については、現在の料金のままとし、今後、利用状況の分析により、トレーニング室を存続し、改修が必要になった場合に料金を再検討する。</p>	生涯学習課
106	160-161	結果	巢南公民館	<p>分析資料を作成することで、例えば窓口業務を委託する場合の仕様書を毎期見直す時の参考にしたり、開館時間や開館日といった運営方法を費用対効果からどうしていくかといった検討が可能となるはずである。にもかかわらず資料が作成されていなかったということは、施設ありきで有効性、経済性に対する意識が低いと言わざるを得ない。</p> <p>平成22年度より、曜日別、施設別、時間帯別の利用状況が分かるデータの作成が行われているため、現状を様々な角度から分析し、最小の費用で最大の効果を得るためにはどうすべきかを検討していく必要がある。</p>	改善進行中	<p>現在、利用状況のデータを集計できるようシステムを改修中(データの集計までは完了しているが、エクセルへの返還などデータを活用するシステムの構築に時間を要している。)で、改修出来次第平成24年度中にこれを基に検討する。</p>	生涯学習課

107	161	結果	<p>市施設であるにもかかわらず、特定の利用者のみしか利用していない状況は公平性に反すると考えられるため、インターネットでの利用申込みといった更なる利用拡大の方法を考えるか、または利用料引き上げによって利用者に応分負担をしてもらうといった対策を講じる必要がある。</p>	改善進行中	<p>平成24年10月1日条例改正により使用料改正する。インターネットの予約システムについては、近隣で導入している市町村へ費用対効果、実績のある業者に導入コスト、維持コストの調査を行った。 平成24年度中にこれを市の現状(利用調整の手続など)に照らし、導入できるか検討する。</p>	生涯学習課
108	161	結果	<p>穂積公民館(市民センター)に比べても、稼働率が高いといえる状況にはなく、また、公益的に利用されているとも言い難い。 にも関わらず、午前9時から午後9時30分まで、12月29日から1月3日の休日を除き、開館しなければならない状況は、コストのみかかり、市民への還元ができていないと考えられる。 稼働率の向上に努力し、少しでも有効利用されるように、他の施設を含めインターネットによる使用申込システムを導入する等の対策を講ずる必要がある。 しかし、もし現状が続くのであれば、瑞穂市穂積公民館との統合や他の施設に機能を移す等の措置を検討する必要がある。</p>	改善進行中	<p>インターネットの予約システムについては、近隣で導入している市町村へ費用対効果、実績のある業者に導入コスト、維持コストの調査を行った。 平成24年度中にこれを市の現状(利用調整の手続など)に照らし、導入できるか検討する。</p>	生涯学習課
109	161-162	結果	<p>当初は市民に迷惑をかけることとなるが、例えば、週3日から4日の開館とすると、開館はしても、午後から夜間までと、午前から午後までの2パターンで運営すると、開館日、開館時間を調整し、少しでもコストが削減できる方法を検討する必要がある。 また、休日や夜間は常勤者が2名必要とする委託内容となっており、利用状況に見合うコスト状況にはなっていない。委託内容上昼間は常勤1名となっているが、巣南庁舎に勤務する市の職員でも十分に対応できる状況にあると思われる。年間9,000千円の委託料がかかっていることからすれば、上記の開館時間の調整と合わせ、窓口業務も移行すれば、固定費の削減も可能と考える。開館時間の柔軟な対応、窓口業務の効率化によりコスト削減を検討すべきである。</p>	改善進行中	<p>開館時間は公民館だけの業務ではなく、グラウンドや体育館の貸し出し業務があり、変更は難しい。窓口業務の効率化等については、現在人件費等管理費について業務体系を変更して業務に遂行している。 今年度、効果を検証する。</p>	生涯学習課
110	162	結果	<p>資料の中には貴重な資料もあると思われるので、保管状況を改善する必要がある。 また、せっかくの郷土資料であるため、1階ホールもしくは郷土資料館に展示し、市民に見てもらおうようにするとともに、空いた資料室を有効に利用すべきである。</p>	措置済	<p>備品整理及び備品一覧表は作成済みである。 展示については、貴重なものもあることから管理体制が整っていない現状では実施の予定はないが学校教育などで必要があれば可能な限り貸出しする。</p>	生涯学習課
111	166	結果	<p>取得時の関係契約書、帳簿及び関係資料を検討したところ、記載金額は設計監理業務委託料3,778千円を含んでいなかった。現在の財産台帳(建物)に記載されている価格は、建物のみの取得価額であり、この施設に関する設計料については追加計上がなく、この設計料の金額は建物に追加記載すべきである。</p>	措置済	<p>設計料を追加記載した。</p>	生涯学習課

112	167	結果	うすずみ研修センター	現在の所管である生涯学習課には、うすずみ研修センター関係の備品台帳は作成保管されていない。指定管理者の指定で、瑞穂市としては、その管理について関心が薄いようであるが、今後の情勢を考慮すると備品管理の重要性があり、その整備がないことは問題であり、早急に整備すべきである。 また、取得当時の帳簿及び関係資料を確認したところ、すべて存在しているため、早急に作成し、現品の実在を確認すべきである。なお、「瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者に関する協定書」第12条(財産の管理)第2項には、備品台帳の定めがあるため、その確認も必要である。	措置済	台帳を整備した。	生涯学習課
113	167	結果	うすずみ研修センター	瑞穂市の「瑞穂市うすずみ研修センター条例」には、「瑞穂市民及び本巢市民」の減額の定めがあるが、現在の本巢市の条例には、温泉施設の入浴料の割引も含め、瑞穂市民のために、本巢市の施設の利用関係の定めがなく、設置当初の相互利用の考え方が反映されていないようで、今後の運営について、本巢市の施設の指定管理者である(財)NEO桜交流ランドまたは本巢市と協議し、瑞穂市民の利用についての減額対象の取決めを行うと同時に瑞穂市においても、広報を積極的に行うべきである。	改善進行中	平成24年2月、本巢市に協議を行いたい意向を伝えた。今後、具体的協議を始める。	生涯学習課
114	167	結果	うすずみ研修センター	現在のうすずみ研修センターの設置経緯及び設置場所と内容を考察すると、瑞穂市が単独で維持改修計画が立案できる状況になく、本巢市の施設の改修計画に影響され、共用部分についての負担が求められる可能性がある。その金額、時期等を含め、本巢市と施設の維持管理について、用地の貸付関係を含めて、協議する必要がある。	改善進行中	平成24年2月、本巢市に協議を行いたい意向を伝えた。今後、具体的協議を始める。	生涯学習課
116	171-172	結果	グラウンド及びふれあい広場	優先団体の選定について検討する必要がある。地方自治法第10条第2項において「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められている。また、同法第244条第3項において「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定められている。優先団体を設けることは、地方自治法に定める平等原則の趣旨に抵触する恐れがある。ただし、正当な理由がある場合については、その利用を制限することも認められており、優先団体を認めることが市民の利益に供するのであれば一定の合理性が認められるとも考えられる。優先団体の選定については平等原則の趣旨を念頭に適正かつ明瞭な基準を作成し、それに基づき見直すべきである。 また、現在優先団体の利用を優先させるために前々月の11日に利用の申込みがされているものについて1ヶ月以上、利用の許可・不許可が決定されないことは一般の利用団体の利用を制約するものである。有効活用と考えるのであれば是正措置を講ずるべきである。	措置済	優先団体の基準については以前からあるが、文書化されていなかったので作成した。 許可(不許可)通知書が発行されるまで1ヶ月以上期間がある場合があるため、市の行事で利用できない施設については申込み窓口に掲載している。	生涯学習課

120	174	結果	グラウンド及びふれあい広場	鷺田橋グラウンドは、直近3年間全く利用されていない。施設の内容としてはサッカーグラウンドが1面であるが、現在はサッカーゴール等の設備は一切なく、試合を実施することはできない状況である。利用者が無く、グラウンドとして不備がみられるような状況で、毎年除草費用などの管理費用を支払っていることは適当であるとは言い難い。今後、市民の利用向上を図るため、サッカーの試合ができるようにサッカーゴール等の設備を整えることも有効ではあるが、そもそもサッカーグラウンドを市が所有する必要性について他のグラウンドの利用状況を考慮しながら再検討すべきである。	措置済	河川敷のグラウンドであり、駐車場もなく、以前、設置してあったサッカーゴールが増水時に流された経緯もあり、利便性が低いとため、占用期間終了時、国へ返却する。	生涯学習課
121	175	結果	グラウンド及びふれあい広場	犀川グラウンドの直近3年間における利用状況は、消防訓練による利用が年1回程度あるのみである。野球・サッカー等の試合を実施するグラウンドとしては、面積が4,187.61㎡と狭く十分な機能を果たしているとは言い難い。また、当該グラウンドは私有地であるため、土地の賃借料として固定資産税評価額を基に年間約110万円を支払っている。 グラウンドとしての機能を十分果たすことができない状況下では、市民の利用向上を図ることは困難であるものと考えられる。今後も市民の利用に供するものとは考えられないため当該土地については返還することを検討すべきである。	措置済	利用率が低く、費用対効果も検討し、平成23年度から使用貸借契約とした。	生涯学習課
122	177	結果	グラウンド及びふれあい広場	生津ふれあい広場の土地は、公共用地先行取得事業として、概ね10年度以内に本格的な事業を展開すべく取得したものである。本格的な公共事業が開始するまでの間の当面の活用方法として、多くの市民が利用できる多目的施設を整備し開放した。しかし、現在も具体的な事業計画はなく生津ふれあい広場として利用している状況である。また、当初の取得目的である事業展開を想定し続けているため、グラウンドとして照明等の整備を行うことができない状況でもある。グラウンドとして適切な整備が実施されず市民の利用向上が図れない現状では、土地を有効に活用しているとは決していうことはできない。この現状を改善すべく土地の利用計画について売却を含め検討すべきである。	改善進行中	有効活用するために、平成24年度にテニスコート8面、野球場、サッカー場として整備する。 現在、設計中であり、工事は、10月以降の予定である。	生涯学習課

123	178	結果	グラウンド及びふれあい広場	<p>現在、(仮称)大月グラウンドの建設に向けて造成工事が着手されているが、この施設の必要性について検討された資料がない。市民のニーズがあるか不明な現状において当該事業を進めることは適当ではない。また、このグラウンド予定地の大部分は借地であるため、毎年地代として、約900万円支払っている。当該計画についてその必要性が十分検討されていないにもかかわらず、平成12年より地代を支払い続けてきたこと及び地代を払い続けているにもかかわらず、現状においても市民の利用に供する状態にないことは問題である。来年度以降、グラウンドとして利用する予定とのことだが、利用見込み、年間収支予想を算定した上でグラウンドの必要性について十分検討することが建設の前提である。したがって、借地については、一度、返還することを含め検討すべきである。また、グラウンドの建設について必要であると判断された場合においても、多目的広場として、一時使用されている生津ふれあい広場をグラウンドとして整備し、使用することで代替施設として市民のニーズに応えることにならないのか検討すべきである。</p>	改善進行中	<p>年内に借地買取りの方向で交渉を進める。</p> <p>施設については、生津ふれあい広場の整備に伴い、各種関係団体と意見聴取(体協、スポ少との交流会やアンケートの実施)を行い、それをふまえて体育施設としての必要性やその他有効な活用方法について調査、検討し、その結果によって結論を出すこととする。</p> <p>また、必要に応じ、パブリックコメント手続を実施する。</p>	生涯学習課
124	183	結果	瑞穂市ガラス工房	<p>受講料については、地方自治法第228条に、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されているように、条例で定めることが必要となる。</p> <p>また、当事業に関することを規定した条例等が存在しないことによって、受講料の金額だけでなく、その取扱い、延いては事業全体が曖昧なまま進められる可能性がある。</p> <p>よって、当事業に関することを規定した条例等を、早急に整備すべきである。</p>	改善進行中	<p>平成24年度中に瑞穂市公民館条例を改正し、公民館分館としてガラス工房を含める方向で進める。</p>	生涯学習課
125	183-184	結果	瑞穂市ガラス工房	<p>平成21年度まで、毎年400万円以上の費用がかかっていた業務委託料が、平成22年度から無料になったことは、経済性・効率性という観点では大きく寄与しているように思われるが、口頭での約束(委託契約)だけでは委託内容が曖昧になることは言うまでもない。たとえ業務委託料が無料であったとしても、委託業務契約書・仕様書等を作成し、委託内容を明確にすべきである。</p> <p>また、業者による指導業務を廃止した経緯を明確にし、それまでの支出についてどの程度の管理が行なわれていたのか、平成21年度をもってなぜ廃止するのか、不要となった理由を十分に再検討し、他の施設に関わる費用についても横のつながりをもって応用していく必要がある。必要であれば継続すべきであり、廃止となるのであればそれなりの市民への説明も必要となるからである。今後歳入が逼迫していくと予想される中、事業費の増額は当然であるが、節約についても十分な検討と説明が必要となることは避けられない。</p>	措置済	<p>平成24年度より委託業務として委託内容を明確にした仕様書を作成し、「美来の森ガラス工房瑞穂」と契約を行った。</p> <p>ボランティア団体による運営に関する他の施設への応用については、資格が必要等の条件により、生涯学習施設において応用できる場がないため不可能である。</p>	生涯学習課
126	184	結果	瑞穂市ガラス工房	<p>すべての業務が瑞穂市吹きガラスサークルによって行われている状況では、全く管理が不在というべきである。受講料の徴収漏れ等の問題が生ずる前に、何時、どれだけの教室が開かれ、何人の受講者が参加したのかを、正確にチェックできる体制を整備すべきである。</p>	措置済	<p>上記協定にて、管理を行うことを依頼するとともに、担当者による巡回を定期的(週1回～月2回)に実施する。</p>	生涯学習課

127	184-185	結果	瑞穂市ガラス工房	例えば、業務委託者に備品の状態を報告してもらった仕組みを作るなど、常に物品の状態を把握できる体制を整えるべきである。また、当徐冷炉については、事故の原因となりうる可能性もあるので、今後、使用する予定がないのであれば、早急に売却もしくは処分をすべきである。	措置済	徐冷炉については、平成24年6月に処分を行った。	生涯学習課
128	185	結果	瑞穂市ガラス工房	瑞穂市近隣には吹きガラス工房が存在しないため、瑞穂市ガラス工房がなければ瑞穂市及び岐阜圏域のガラス工芸愛好家等に不便を生じさせるという回答であるが、瑞穂市ガラス工房の利用者数は、3利用状況について(4)に記載のように、過去3年間の中で平成21年度が最も少ないという結果になっており、瑞穂市ガラス工房が本当に必要とされているのかは疑問が残るところである。仮に、瑞穂市民にとって瑞穂市ガラス工房が必要な施設であったとしても、瑞穂市とは関係のない岐阜圏域のガラス工芸愛好家等の利便までも考慮することに関しては、問題外と考えられる。 また、瑞穂市ガラス工房の利用者数は、瑞穂市の人口に対して約1%程度であり、もし、瑞穂市吹きガラスサークルなどの特定の人にしか利用されていないのであれば、受益者負担の考え方に立って瑞穂市ガラス工房の利用者に応分の負担を求めるべきである。 現在、瑞穂市ガラス工房を維持するためには、平成21年度は、4収支状況についてに記載のように、847万円のコストが発生しており、平成22年度からは400万円程度(業務委託料が無料となるため)のコストが発生する見込みである。今後、瑞穂市ガラス工房の存続を考えていくのであれば、最低でも、受講料及び施設使用料の見直しや瑞穂市ガラス工房のコスト削減を検討すべきである。さらに、利用率の向上を目的として、瑞穂市からの回答事項にも書かれているが、ホームページによる広告をし、瑞穂市ガラス工房の周知徹底を図るべきである。	措置済	平成23年度より、吹きガラスサークルの使用料を見直した。3年に1回燃料費をもとに使用料の見直しを行う。 利用率の向上として、現在広報みずほと市ホームページによる宣伝を行っているが、更に市内の各施設及び周辺市町の公民館に講座のチラシの配布を依頼したり、市内外で開催される生涯学習イベントの中でチラシを配布する等の宣伝を行った。以上のことをふまえ、今年度社会教育委員の会に今後のガラス工房について諮問を行い、意見を聴取する。	生涯学習課
129	188	結果	弓道場	押入れなどに瑞穂市所有の弓と矢が保管されているのは解るが、明らかに個人所有の弓と矢が収納場所のほとんどを占めている現実がある。保管料など実費を徴収するなどの検討する必要がある。	措置済	個人所有の物品は撤去を行った。	生涯学習課
132	194	結果	図書館	市民の読書推進については、ホームページ上において貸出回数が多い本、リクエスト本、図書館職員が推薦する本等を公開することも効果的と考えられる。岐阜県内の他の市町村においては、これらの情報がホームページに掲載されている。しかし、現在の瑞穂市のホームページは楽修館及び分館の概要並びに図書を検索が掲載されているのみである。情報も固定化されており新着情報としては新刊の検索ができることのみである。したがって、ホームページの構成について検討する必要がある。	改善進行中	平成24年10月より、ホームページ開設予定で準備を進めている。また、その構成は、本の予約サービスや図書館情報の提供等を行う内容である。	生涯学習課

134	195-196	結果	図書館	<p>現在、楽修館及び分館における除籍は、利用状況を職員が判断して閉架書庫内に移動させている。楽修館及び分館ともに開館年月日が平成10年8月6日、平成16年7月10日と新しいこともあり閉架書庫における除籍図書スペースがあり、除籍図書の処分は実施されていない。しかし、閉架書庫については今後2、3年でスペースがなくなるため書庫の確保または処分を実施していかなければならない。今後の方針については1、2年を目途に決定することが必要である。処分方法は不用決定等事務処理要綱において定められているが、処分する図書の選別及び図書の内容に合わせた処分方法などについて定められていないことから、その方法についても検討が必要である。</p>	措置済	<p>平成23年度中に周辺図書館に調査を実施したが、岐阜県図書館や他市町の図書館でも当館の不要決定等事務処理要綱と同様のものしか定めていなかった。</p> <p>県や他市町の図書館の資料管理責任者の見解も、図書資料については一概に年数が経過したからといって処分するものではなく、図書館司書の資格を持った知識や経験豊富な職員が、資料の価値を1点ごとに見極めた上で、処分するか保存するかを充分検討し決定するものであるとのことだった。ご指摘のような、あまり細かい規程はそぐわないのではないかとの意見もあった。</p> <p>今後は1年に1回は上記要綱第2条によって定期的に処分対象の資料を選別し、館長及び正規職員、嘱託職員で1点ごとに精査した上で、上記要綱の第3条、4条、5条にしたがって、不用決定処分や除籍、譲渡、廃棄を進める。</p>	生涯学習課
135	196	結果	図書館	<p>現在、楽修館においては、リクエストされた図書について非購入と決定された図書については、近隣の市町村及び大学等の図書館に問い合わせを行い、本の相互貸借を行っている。</p> <p>さらには、愛知県、三重県、北陸地方の県及び市町村の図書館から本を借りている。これら職員のリクエストに対する対応は適正に行われていると考える。</p> <p>一方、楽修館及び分館でビデオ、CD、カセット及びDVDを視聴することができるが、現在、これらについては申込用紙によるリクエストの受付を行っていない。視聴覚資料の購入に当たっては、直接市民の声を聞いているためリクエストに応えられているという事ではあるが、図書について予約申込書を用いて市民にわかりやすい形でリクエストを受け付けていることから、視聴覚資料についても同様の方法で受け付けるよう是正措置を講じるべきである。</p>	措置済	<p>購入予算は年々減少しており、平成23年度において、両館それぞれDVD40本程度の購入を見込んでいる。この中に、毎月両館で行っている映画鑑賞会・こどもえいが会の上映用分も含んでいることから、決して潤沢とはいえない。</p> <p>平成23年12月よりDVDリクエスト申込書にて受け付けたものから、数点資料購入に反映させた。充分とはいえない資料購入費予算ではあるが、今後も同様に購入を進める。ただし、図書館で購入する際は、著作権許諾済み作品であることが前提であることを周知する必要があり、それぞれの館の特徴に合った資料とする。</p>	生涯学習課

139	205	結果	瑞穂市郷土資料館	<p>郷土資料についての保管状況はP204のとおりであり極めて不適切である。</p> <p>瑞穂市文化財保護条例第3条によれば、「この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。」とされているが、誰の目にも触れず雑然と資料が置いてある状態では、民俗文化財の財産権の尊重がされているとはいえず、条例に反すると指摘されても仕方のない状態にある。</p> <p>郷土資料を利用するのであれば、リストを作成するなど整理し、少なくとも関係者の財産権を尊重して常時利用に供する状態にすること。利用しないのであれば、所有者に返却し、あるいは、岐阜県博物館等の施設に寄贈するなどの措置を講じることが必要である。</p> <p>また、このような保管状況であるがゆえに、郷土資料を保管する土地・建物(旧JAもとす生津支店建物2棟)は全く有効活用されているとはいえない。元々本件土地・建物は、他の農協施設とともに特に具体的必要性もなく購入したものであると思われる。郷土資料を利用するのであれば早急に郷土資料館に値する状態にする必要がある。利用しないのであれば、他の利用あるいは第三者への売却などを早急に検討すべきである。</p>	措置済	<p>備品整理及び備品一覧表は作成済みである。</p> <p>巢南公民館内の資料室を含めた資料の一般公開については、常駐警備が必要となるため、コスト的にも困難であるが、学校教育などで必要があれば貸し出し可能な物に限り貸出する。</p>	生涯学習課
141	206	結果	瑞穂市郷土資料館	<p>当初の賃料算出方法からすれば、経費、利用割合などが変化すれば、月額賃料の見直しも必要はなはずである。</p> <p>月額賃料を維持することに合理的な理由はない。</p> <p>ちなみに、平成21年度の経費571千円に利用割合を例えば、当時のままの65.5%として、これに乗じて12で除したとすれば、月額賃料は31千円となるはずである。</p> <p>現行の賃貸借という形態を継続するとしても、早急な賃貸借契約の賃料の見直しが必要である。</p>	改善進行中	<p>馬場東自治会へ平成25年度より賃貸借契約の賃料を見直すための協議を行うことを通知した。</p>	生涯学習課
142	206	結果	瑞穂市郷土資料館	<p>施設として存続させるのであれば、備品管理一覧表を作成し適切に管理すべきである。</p>	措置済	<p>備品管理一覧表を整備した。</p>	生涯学習課

143	207	結果	瑞穂市郷土資料館	<p>施設維持管理に関する契約関係については、いずれも自治体の契約締結の原則形態である入札形式によるものであり、特段の問題は見当たらなかった。</p> <p>施設の玄関鍵について、合鍵が多数作成されたこと、そしてこのような状況の把握が遅れてしまったことは、管理として不適切であったと思われる。</p> <p>市として、鍵の交換を予定していることは評価できるが、再び合鍵を作成できれば、同じ事であり、自治会への指導等、不特定多数人が自由に入出入りすることのないように徹底を図るべきである。</p> <p>また、バリアフリー計画についてであるが、専ら自治会側の利用に供するものであり、応じるのであればそれなりの受益者負担を検討すべきである。</p>	措置済	平成24年3月に玄関及び室内扉・戸の鍵の交換を行った。	生涯学習課
144	212	結果	瑞穂市給食センター	<p>アレルギー食調理室が設置されていることは妥当であるが、食材の仕分け作業の部屋として使用されており、本来の目的で使用されていない。</p> <p>平成20年4月に、文部科学省より、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が公表されるなど、学校現場において、アレルギーへのきめ細やかな対応が要請されている。食物アレルギーの中には、アナフィラキシーショックなど対応を誤ると死につながる可能性のある疾患もある。</p> <p>まずは、給食提供対象者に対し、アレルギー調査を施すなど、実態を調査し、アレルギー食専属の職員を雇用するなどして、アレルギー食調理室を本来の目的通り使用し、アレルギー食対応をする必要がある。</p>	不（未）措置	<p>アレルギーについて、各学校で、入学時の保護者からの調書により実態を把握している。</p> <p>ただ、費用の面からアレルギー食専属の職員の雇用が難しく現在ではできないが、調査・検証は行っていく。</p>	教育総務課
148	214	結果	瑞穂市給食センター	<p>施設台帳を備えていないのは、明確な規則違反であるので、早急にセンター内に備える必要がある。</p>	措置済	施設台帳を備えた。	教育総務課
150	215	結果	瑞穂市給食センター	<p>学校給食献立委員会の設置目的自体は妥当であるが、設置根拠が不明確である。</p> <p>なお、瑞穂市給食センター運営規則第5条第1項によれば、「給食センター運営委員会は給食献立の研究等のために必要な研究部会を置くことができる」とされ、運営委員会会長が研究部会会長を指名することとなっているが、給食献立委員会がかかる規定に基づくものであるかは明確ではない。</p> <p>規則等で設置根拠を明確にする必要がある。</p>	不（未）措置	瑞穂市給食センター運営委員会規則第5条第1項に基づかない組織であるので、規則等の整備は必要ない。	教育総務課

151	215	結果	瑞穂市給食センター	<p>消耗品である食器類については、合理的根拠を示して新調をする必要がある。</p>	措置済	<p>メーカー推奨は4～5年が耐用年数である。この時期になると、食器自体が黄ばんでくる。表面の傷も目立つようになり、洗浄においても汚れが落ちにくくなり、また汚れも付きやすくなり、衛生的に最善ではない。</p> <p>この他、経験上も5年を過ぎると傷や劣化により割れやすくなり、割れた面が鋭利となり怪我をしたり、洗浄機に詰まり故障の原因や洗浄時間の延長となる。</p> <p>この食器は、市合併時に以前の食器より更新導入し、センター建築時がちょうど更新時期にあっていた。</p> <p>センター建築にあわせ、児童生徒の体の大きさや給食の量により、幼・保、小、中の食器の大きさを変更したが、予算の平均化や目安となる耐用年数経過期限までの使用を考慮し、幼・保・中学校を中心に平成19年度、小学校を中心に20年度の2年度に分け食器の更新をした。</p> <p>なお、これ以上の分離発注は、旧・新の食器が混在し、同一学校内(クラス内)の生徒間で、前記した食器が異なることを防ぐこともある。(食器は、洗浄時に幼・保、小、中と回収しており、また毎日枚数を変更しているため、新旧があると明確に分離ができなくなってくる。)</p> <p>このため、今後も食の安全のため5年を更新時期とし、平成24年度、25年度において食器を更新したいと考えている。</p>	教育総務課
153	217-218	結果	瑞穂市給食センター	<p>平成19年度のセンター設置初年度は、入札形式とされているが、以降は随意契約となっている。</p> <p>随意契約は、複数業者から見積りをとった上で締結することが本来であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、「その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないとき」の場合に随意契約ができるとしている。</p> <p>この点、平成22年度は複数業者からの見積りをとっているものの、平成20年度と平成21年度においては、それをしておらず価格の妥当性が検証できず不当である。</p> <p>また、随意契約とした理由が、みずほ公共サービス(株)が100%市の出資会社で市の業務請負を目的とした団体であること、市内の高齢者等の雇用対策の目的も考慮した団体であるというものであるが、給食センターの配送業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によって、随意契約とする理由としては合理性があるとは考えられない。</p> <p>平成19年度と同様、入札形式によるべきである。</p>	措置済	<p>平成22年8月に指名競争入札により3年の長期委託契約をした。</p>	教育総務課
154	217-218	結果	瑞穂市給食センター	<p>平成21年7月19日午後1時55分ころ、瑞穂市立牛牧小学校地内において、食器等回収作業中に、駐車車両を破損させる事故があり、この事故に関し、瑞穂市が被害車両の修繕費等を支払っている。</p> <p>労働者派遣契約の時期の事故であるが、契約書には派遣元の雇用者のミスによる第三者損害賠償の責任負担の規定がなかった。</p> <p>最終的には全額保険で補てんされたとのことであるが、派遣先と派遣元のどちらが民法第715条に定められる使用者責任を負うかは争いがあることから、責任負担については契約書で明示しておく必要がある。</p>	措置済	<p>委託契約により、事故については委託先の費用とし協議をした。</p>	教育総務課

155	217-218	結果	瑞穂市給食センター	<p>平成21年度までは労働者派遣契約とされていたものの、平成22年度からは業務委託契約とされているが、派遣契約の時の仕様とほぼ替わりはなく、業務の根幹である使用車両を無償貸与することなどは、労働契約あるいは派遣契約とみなされる一事情と考えられるおそれもあり、不適切である。</p> <p>車両の使用料は負担させる必要がある。</p>	改善進行中	<p>まず、派遣業務時の仕様と変わっていないということだが、平成24年8月からの契約では、業務委託の仕様として変更した。</p> <p>また、指摘のある使用車両を無償貸与することについては、車両の使用者を変更していないため、車両を使用管理する権原は市にあり、業者より使用料の徴収はできない。</p>	教育総務課
157	219	結果	瑞穂市給食センター	<p>平成22年12月1日、文部科学省が発表したところによれば、平成21年度の公立小中学校の学校給食費の未納総額が26億円に上るとされており、全国的に深刻な問題となっている。</p> <p>瑞穂市も例外ではなく、2006年の全国実態調査では、未納率は岐阜県内ではワースト1であり、センター設置年度以降毎年の懸念事項とされているが、平成20年度から平成21年度にかけては未納率が微増するなど、数値的には結果として表れていない。</p> <p>弁当持参との選択制が存在するが、他が給食を食べているのに、一人だけ弁当を持参して食べることは想定できず、実際にも機能していない。</p> <p>家庭訪問回数の増加、給食費に対する保護者の理解を図る、分納制度の積極的利用を促すなど引き続き任意の督促で努力する必要があるが、10万円を超えるような高額未納者等に対しては、裁判所を通じた訴訟、支払督促など法的措置を講じるなどの何らかの措置が必要である。</p> <p>また、政府は、子ども手当の支給に際し、来年度から学校給食費の振替えを認める方向のようであるが、これが採用された場合には、市としては積極的に利用すべきである。</p>	改善進行中	<p>申出書を保護者から受け、子ども手当から天引きを行った。また、児童手当についても10月より天引きをする。</p> <p>本年度、市税等収納対策プロジェクトチームを発足し、債権管理マニュアルの策定を検討している。それに基づき法的措置も含め対応する。</p>	教育総務課
162	232-233	結果	下水道施設	<p>コミュニティ・プラントは、他の下水道関連の特別会計と同様の情報開示を行うべきである。</p> <p>水洗化向上施策のなかの3番目として「住民への積極的な情報開示」とあり、「下水道と地域の水環境との関係や下水道経営について、市民にわかり易い情報開示に努めること」と記されている。つまり、市民に対して下水道の経営状況を開示することは、行政が説明責任を果たすという観点から重要なことである。</p> <p>瑞穂市は、平成22年度から、コミュニティ・プラントを今までのような特別会計ではなく、一般会計で実施している。コミュニティ・プラントは一般廃棄物処理施設であるため、一般的には一般会計で行う事業であるからという理由のようである。</p> <p>自治体の会計は、一般的に住民全体に関わる経費を賄う「一般会計」と、利益を受ける住民がそれに関わる経費を負担する「特別会計」がある。例えば、下水道事業では下水道が普及した地域とそうでない地域の住民が同様な負担をすると不公平が生じる。そこで、下水道が普及した地域の住民が配管や汚水処理の経費を負担することで、公平を保つことができるのである。この場合の負担と受益を明らかにするための会計が特別会計である。</p> <p>コミュニティ・プラントは、地方公営企業法の対象ではないというだけのことであって、実質的には公共下水道等と同じである。利益を享受する住民の負担で経費を賄うことが公平と考えられる。その意味で、特別会計での実施が現実的である。実質が下水道であり受益者負担の原則がふさわしいコミュニティ・プラントを一般会計で実施することは、従来見えていた一般会計からの繰入金の中身が見えなくなるということであり、住民への積極的な情報開示、下水道経営のわかり易い情報開示に逆行することになる。したがって、瑞穂市は住民への説明責任の観点から、他の特別会計と同様の情報開示をコミュニティ・プラントに関しても実施すべきである。</p>	措置済	<p>コミュニティ・プラントについては、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計同様に経営指標の情報開示を行っており、今後も継続する。</p>	下水道課

164	236	結果	委託業務の契約状況	<p>瑞穂市公共下水道全体計画業務委託の入札に関し、予定価格 30,500千円(税抜き)に対し、入札価格はP236のとおりであった。</p> <p>結果は、G社が落札したのであるが、予定価格に対する落札額は32%に過ぎない。</p> <p>これは、予定価格の基になる設計金額が高すぎるのか、または業者が非常に廉価で入札に応じたのか定かではないが、問題なく業務が遂行されたことからすれば、やはり設計金額に問題があったと考えられる。専門知識が必要な業務については設計金額の積算は難しいと思われるが、できる限り適切な設計金額の算定に努力することが必要である。</p> <p>また、あまりに予定価格とかい離した入札額だと業務執行に係るリスクが高まるため、最低入札額を設けることも質の確保をするうえで必要である。</p>	措置済	<p>当該業務の設計価格の算定については、標準歩掛に基づき設計積算しているものであり適切な価格である。よって、特に積算が難解な案件ではない。</p> <p>予定価格と契約金額にかい離があったのは、純粹に競争の原理が働いたためであると推測でき、業務についても工事同様の最低制限価格を設けるべきとのご指摘は、各契約の履行状況を注視し、問題がある場合は、指名業者選考委員会で検討する。</p>	下水道課・管財情報課
165	237	結果	委託業務の契約状況	<p>生涯学習施設窓口業務については、窓口業務の経費はほとんどが人件費である。</p> <p>(財)瑞穂市施設管理公社は主にシルバー雇用の受け皿となっており、時給は最初の契約以来810円のままである。</p> <p>開館日数、時間から年間工数(時間)が計算されるため、これと時給を乗じて賃金等が計算され、それに社会保険料を加えた額の10%が管理費として上乘せされている。</p> <p>最終実費精算されることから、もとの契約額を見直すという意識が低い印象であり、一般的な相場と比較して特に高いとは考えられないかもしれないが、現在の経済環境からすれば、高齢者の時給も少し下げの交渉をすることも必要であろうし、勤務形態を見直して少しでも工数を減らす努力をすべきである。特に工数は、最大の人数に合わせがちであるが、そのような状況はまれであるため、むしろ通常の業務に支障のない程度の人員を配置し、止むを得ず不足する場合のみ増員するような考え方にしなければ、なかなか削減することはできない。</p> <p>いずれにしろ、市の財政が逼迫し、聖域なき経費の削減が迫られていることから、これまでの経緯は度外視し、ゼロから見積りをやり直す必要がある。</p>	措置済	平成24年度予算積算時に仕様に関する見直しを行った。	生涯学習課
166	238	結果	委託業務の契約状況	<p>施設を設置する場合は、当初の建設コストだけで判断するのではなく、その後の維持管理コストまで含めたトータルコストで判断しないと、結果的には高つく可能性がある。</p> <p>また、保守管理業務については、一般的に決められた標準工数や単価がないため、設計金額を計算するにも、結局は業者の見積りがベースとなるため、作業内容が分かりにくく、何が必要で何が不要でないか、また、単価自体高いか安いかの判断も困難な状態にある。</p> <p>地方公共団体を取巻く経済環境からは、委託契約の透明性を確保しながら、事務作業の効率化や契約金額自体の妥当性も確保しなければならないという、相反するような様々な命題を成し遂げる必要があるため、担当課が苦慮することも十分理解はできるが、何もしなければ、将来に負担を残す結果となる。</p> <p>今後、少しでも契約額を引き下げよう、設置業者以外からも見積りを入手するよう努力することが必要である。</p>	措置済	平成24年度予算積算時より全ての業務について見積りを取るよう改善した。さらに契約更新時にも設置業者以外からも見積りを取り、契約事務を進める。	生涯学習課

169	239	結果	委託業務の契約状況	<p>本来、委託契約を締結するにあたっては、専門業者よりおおよその見積りを入手し、それを市の仕様にあてはめながら設計金額を積算し、それを基に予定価格を決定すべきと考えられる。しかし、実際の仕様書には業務内容のみで作業時間、時間当たり単価が明記されておらず、契約先の言いなりの契約金額で契約している可能性がある。実際、直近3年間は14,700千円で全く増減がなかった。</p> <p>これでは、契約金額の不透明化、硬直化を招くと同時に、市が金額を減らすよう検討しようにも積算根拠がわからないため、どの作業を効率化できるか、また、どの単価を引き下げることが可能かなどの検討ができない。</p> <p>したがって、今後は少しでも経費を削減できるよう、毎期ごと業務回数や単価を見直して交渉し、少しでも契約金額が安くなるよう努力する必要がある。</p>	措置済	<p>火葬場業務に関する委託契約は毎年仕様書を精査しており、毎年若干ではあるが委託金額を削減している。〈市民課〉</p> <p>契約仕様積算方法等の職員研修を実施する。〈管財情報課〉</p>	市民課
11	19	意見	老人福祉センター	<p>監査期間中に、みずほ公共サービス(株)の事務所に「瑞穂市老人福祉センター」の備品シールが貼付された物品が存在していた。備品管理一覧表には、この物品の品番は見当たらず、過去において、除却処理されたものと推定できる。みずほ公共サービス(株)においては、自己の所有との認識はないようである。このような事例は、理由はともかく瑞穂市の備品管理に問題があるため、十分注意することが望まれる。</p>	措置済	老人福祉センター内の備品を確認し、台帳との整合を図った。今後このようなことが起こらないよう移管するときは確実に決裁を行うことを徹底する。	福祉生活課
12	20	意見	老人福祉センター	浴室についての校區別利用率を検討すると、相当奥南地区に利用が偏っていることが伺え、設置の経緯から当然と思われるが、利用率の向上策を検討することが望まれる。	改善進行中	老人福祉計画策定委員会により、現状においても高齢者には利用価値があるが、バリアフリー等改修すべき問題があるため、今後検討会を開く。	福祉生活課
14	21	意見	老人福祉センター	老人福祉センターの委託料は、施設管理するものの人件費相当分の金額となっているが、委託すべき範囲及び業務を遂行するものが明確にされていない。したがって、委託契約の協議事項を明確にすべきであり、無償の事務所使用の利用許可については、別途検討することが望まれる。	措置済	平成24年度より、委託契約書に仕様書として業務内容を明記した。	福祉生活課
15	30	意見	放課後児童クラブ	<p>牛牧小校区施設については、同施設が設置されるまで、牛牧小校区の放課後児童クラブを行っていた牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉(以下「つどいの泉」という。)の南部に位置する。</p> <p>つどいの泉にて対応していたが、他の事業などの都合で部屋を移動せざるを得ないなど、利用が不安定であったこと、牛牧小校区においては、受入児童の増加も予想されたということで、現施設を専用施設としたことである。</p> <p>まず、施設設置の必要性は認められる。ただ、既存の建物を利用したために、2階に通じる階段は一段あたりの高さが高く、結局2階は児童が利用できない状態となっているという問題が残る。</p> <p>保護者会等の利用があるとのことであるが、通常時は使用されておらず、施設の有効活用がなされているとは言えない。</p> <p>受入児童増加の可能性も考えて専用施設とした以上、2階部分も有効活用できるように検討することが望まれる。</p>	不(未)措置	現在、2階部分は、指導員等の打ち合わせに活用している。児童も利用できるようにするためには改修工事が必要となるが、費用対効果の面等から検討した結果、改修工事は行わない。	幼児支援課・教育総務課

16	30-31	意見	放課後児童クラブ	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が自治体に宛てて通知した「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日付け)(以下「厚労省ガイドライン」という。)においては、学校との連携(学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用についての連携など)を図ることを推奨しており、この点からは、放課後児童クラブとして、小学校の校庭・教室など、小学校の利用も検討に値するものである。</p> <p>児童の安全・便宜という観点からも検討に値する。例えば、小学校低学年の児童が学校から放課後児童クラブまで移動する際に、車の交通量の多い道路がある場合などにおいては、小学校内の施設を利用できれば、交通事故のリスクが減り、不便もないなどのメリットがある。</p> <p>更にいえば、市は保育と学校教育の一元化を謳い、平成22年11月1日からは、放課後児童クラブの事業所管が児童高齢福祉課から学校教育課に移転されたこともあり、より学校と連携を取りやすい組織となったといえる。</p> <p>これらのことからすれば、放課後児童クラブに適した教室や施設の利用ができないかどうかの調査をした上で、通常及び休暇中の積極的な利用を検討することが望まれる。</p> <p>この点、中小校区は利用者数10名以下と少なく、小学校の空き教室など施設の提供がしやすい状況にある上、現在、利用している美江寺公会堂は、主に地元の自治会が利用する施設であり、かつ、賃借している物件でもあることから、小学校の施設利用を検討する対象として最優先にはどうかと考える。</p>	措置済	<p>小学校の教室については、少人数学級の編成などにより余剰教室が無く利用が難しいと考える。体育館等の利用については、長期休業期間中などに利用した。</p>	幼児支援課・教育総務課
19	32	意見	放課後児童クラブ	<p>概算にて業務委託手数料を定める方法であるが、概算に基づき設定された業務委託手数料は、本田小校区や西小校区などではほぼ使い切りされている。他の校区においても年度末近い3月に多くの出費がなされるなどしている。</p> <p>真に必要であれば問題はないが、不要なのであれば市に返還すべきものであるから、保護者会に対し、精算払いの意味を理解させ、必要な出費のみをするように指導徹底することが望まれる。</p>	措置済	<p>保護者会役員会等を通じて、委託料の用途について説明した。</p>	幼児支援課
20	33	意見	放課後児童クラブ	<p>仕様書第3項及び第6項に基づき、各小校区の保護者会から資料は一応提出されている。</p> <p>しかしながら、資料の記載及び提出資料についてばらつきがある。</p> <p>例えば、毎月提出が義務づけられているミーティング報告書については、規定の様式のものが存在するにもかかわらず、それを利用していない校区が存在する。</p> <p>また、歳入歳出決算書の記載方法を理解せずに誤って記載している校区が存在する。</p> <p>領収証番号を付した帳簿を提出したり、領収証自体を市に提出している校区もあれば、そうでないところもある。</p> <p>混乱、不公平が生じないように、提出書類の記載方法については指導を徹底することが望まれる。</p> <p>また、提出対象資料については、例えば、領収証は支出の適否を判断するためには当然提出が必要なはずの書類であり、そのような資料については、仕様書第6項の記載のように「その他甲が必要と認める書類を提出」としてしまわず、仕様書の中に明文化することが望まれる。</p>	措置済	<p>提出された書類のチェックを行い、記入漏れ等の不備があれば再提出を指導する。また、仕様書において提出資料と提出時期について明文化を行った。</p>	幼児支援課
21	34	意見	放課後児童クラブ	<p>保育料減免制度が存在するのであるから、まずはこの制度を積極的に利用してもらおうべく、広報することが最優先事項である。</p> <p>また、規則第10条第2項(3)において、(1)の生活保護世帯、(2)の市民税非課税世帯の外(3)で「市長が特別な理由があると認める世帯」についても減免ができるようになっている。しかしながら、条例第10条様式第5号の保育料減免申請書においては、申請理由として(1)の生活保護と(2)の市民税非課税は記載があるが、(3)は全く念頭に置かれたものとなっていない。</p> <p>(3)に基づき減免制度を申請しやすくするように様式第5号の記載を変更するとともに、(3)に基づく減免制度の利用が可能であることを周知させることが望まれる。</p>	措置済	<p>様式の変更について、平成24年2月の教育委員会に議案を提出し、可決され即日公布された。制度の周知については、文書配布等により行っている。</p>	幼児支援課

22	34	意見	放課後児童クラブ	<p>平日料金の月額8,000円という金額設定の妥当性の検討である。この点、近隣の自治体でいえば、岐阜市は午後6時までの保育で月額7,000円、羽島市は月額4,000円、山県市は月額5,000円、本巣市は月額3,000円とのことであり、単純に金額の比較でいえば、月額8,000円は高いといえる。</p> <p>そもそも南小を基準として、算定した合理的な理由は不明であり、みずほ放課後児童クラブ検討委員会においては、月額8,000円以上でよいとしたのはわずか一校区に過ぎなかった。</p> <p>なお、平成21年度の放課後児童クラブ事業の収支状況は、施設整備関連の歳入・歳出を除くと、歳入21,153千円、歳出31,300千円と差引収支 △10,147千円(一般財源からの持ち出し分)となる。</p> <p>また、平成21年度の歳出31,300千円を、延べ利用児童数(1,454人)で割ると、一人当たり21,526円となり、2分の1を保護者の負担とした場合、10,763円となる。</p> <p>このような算出方法からすれば、月額8,000円であったとしても高くはなく、むしろ低く設定されているともいえるが、他の自治体においては、放課後児童クラブ事業の重要性から、一般財源からの持ち出しにより保育料を低く設定しているようであり、職員の人件費削減可能性はないかなども含めて、金額の妥当性を検討することが望まれる。</p> <p>また、夏季休業中においては17,000円とされているが、山県市においては7月1,500円、8月8,000円の合計9,500円、本巣市においては8月で7,500円とされているなどこれも単純に金額の比較でいえば高い。休業期間中の保育料についても併せて検討することが望まれる。</p>	不 (未) 措置	左欄の補足として、瑞穂市の保育料はおやつ代、保険代を含めているが、自治体によっては含めていないところもあり、このことから瑞穂市の保育料が他の自治体と比較して高いとは言えず、金額も妥当であると考える。	幼児支援課
23	34-35	意見	放課後児童クラブ	<p>保育料が一律料金とされている点についてであるが、公設公営になる以前は、各小校区によって保育料は異なっていた。</p> <p>公設公営であることから、施設によって保育料を分けることが困難であり、一律料金にすることを否定するものではないが、例えば、所得に応じて、利用料金を分けることなどの検討もあってもよいと考える。</p> <p>近隣である大垣市においては、所得に応じて6段階に分けられているとのことであり、その点の実態調査なども検討することが望ましい。</p>	不 (未) 措置	左欄の補足として、減免制度により、保育料を市民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除をしており、平成23年度は12月末時点で23人の申請があった。	幼児支援課
24	35	意見	放課後児童クラブ	<p>「厚労省ガイドライン」第1条においては、対象児童は小1から小3の児童とされているが、その他健全育成上指導を要する特別支援学校小学部の児童及び小学校4年生以上の児童も加えることができるとされている。</p> <p>指導体制の問題もあろうが、各クラブ定員割れとなっている現況においては、対象児童の範囲を拡げることを検討することが望まれる。</p> <p>ちなみに、平成20年度以前は小3までの児童に限定されていなかったし、みずほ放課後児童クラブ検討委員会においては、対象児童を小1から小6までとする意見もあったことを付言する。</p>	不 (未) 措置	<p>子ども・子育て新システムにおける放課後児童給付(仮称)の詳細が判り次第、担当部局において検討を行っていきたいと考える。</p> <p>4年生以上の受け入れについては、平成20年度までは、保護者会による運営であったため、各保護者会により受け入れ対象児童に違いがあった。平成21年度より公設公営に移行するにあたり、受け入れ対象児童の統一を図るため、国のガイドラインに沿い3年生までの受け入れとした。</p>	幼児支援課

25	35	意見	放課後児童クラブ	<p>平成22年度において、雇用する職員数が79名であることは、クラブの数が7ということからすれば多いのではないかと考える。</p> <p>人数については、例えば、長期休業期間中は指導時間が長期にわたり、平日の職員で対応できないことにより必要となったとのことであるが、数が増えるということは労務管理・シフト管理の手間がかかるということである。</p> <p>指導の徹底が不十分になりやすいという問題もあろう。</p> <p>このような観点から、79名につき、本当に契約が必要であるか、勤務状態を検証した上で、不要であれば積極的に雇止を検討すること、極力雇用職員数を増やさないという姿勢が望まれる。</p>	不 (未) 措置	<p>左欄の補足として、長期休業期間中は、1日開所となり、単純に考えても平日の2倍(雇用形態は、1日3時間又は5時間で契約している。)の職員が必要となる。このため、非常勤の職員の雇用が必要となる。また、非常勤の職員は、他に仕事を抱えている等により毎日長時間を勤務できる職員はほとんどいない。このため、シフトを作成するには、左欄の人数が必要になったので、決して必要以上の職員を雇用しているわけではない。また、利用児童数が少ない場合は職員数も調整している。</p>	幼児支援課
26	36-38	意見	放課後児童クラブ	<p>放課後児童クラブ事業において支出が大きいのは、人件費(臨時職員賃金)である。したがって、人件費の削減ができないか検討することが望まれる。</p> <p>この点、まず、近隣市町の放課後児童クラブの職員賃金は、報告書P36～37のとおりである。</p> <p>上記を、月給制を採用している市においては、仮に月20日勤務すると仮定して、時給を比較すると、次のようになる。</p> <p>1 岐阜市の嘱託職員 1,032円/時間～1,352円/時間 2 大垣市の嘱託職員 1,618円/時間～1,740円/時間 3 羽島市の日々雇用職員 900円/時間～1,050円/時間 4 各務原市の嘱託職員 1,100円/時間～1,390円/時間 5 山県市の日々雇用職員 850円/時間～1,050円/時間 6 瑞穂市の日々雇用職員 870円/時間～ 970円/時間 7 本巣市の日々雇用職員 1,020円/時間～1,130円/時間 8 岐南町の日々雇用職員 1,010円/時間～1,060円/時間 9 笠松町の日々雇用職員 1,010円/時間 10 安八町の日々雇用職員 870円/時間 11 北方町の日々雇用職員 1,020円/時間</p> <p>このように、他市町との比較においては、市の職員賃金はむしろ低いこととなるが、安八町などは一律870円で行っている。山県市においては、資格なし職員の時給は850円で行っている。これら自治体の実態を調査し、時給を削減することができないか検証することが望まれる。</p> <p>また、現在においては、指導員とサポーターは時給が100円異なるので、勤務シフトを決定する際には、この点も念頭に置き、指導員とサポーターの割合にも注意を払うことが望まれる。</p> <p>さらに、人件費削減という観点から、サポーター的な役割として、定年退職者、学校職員経験者、学生などボランティアの積極的な利用も検討しようのではないだろうか。</p> <p>指導管理の徹底という意味からは、ボランティアなどの利用には慎重であるべきという意見もあろうが、児童からすれば、経験豊富な地域の方と接することで良い影響を受けうる。</p> <p>「厚労省ガイドライン」第9条(2)地域との連携においても、ボランティアの募集を積極的に行うことを推奨しているところもある。</p> <p>以上、人件費削減については、時給、指導員とサポーターの割合、ボランティアの積極的な利用など、多面的にその可能性を検討することが望まれる。</p>	不 (未) 措置	<p>左欄の内容と重複するが、参考資料のとおり、賃金の額は近隣市町と比較しても特に高くはないと考える。ボランティアの積極的な利用との意見については、ボランティアの安定的な確保や責任を持つての業務の遂行等で不安があるため、指導員の代替としては難しいと考える。</p> <p>人件費の削減の取り組みとして、特に長期休業期間において、早めに利用児童数を把握し勤務する指導員の数を調整している。</p>	幼児支援課
28	43-44	意見	牛牧南部コミュニティセンター	<p>公金を財源として建設した施設であるから、その利用に当たっては、条例及び同施行規則にあるように、利用者は施設の利用までに使用料を納付し、使用料の収納漏れを未然に防ぐというのが基本的な考え方であると考えられる。しかし、現在のように総務課で利用の承認などの手続を行っている場合は、この原則は適用できない。</p> <p>そのためには、センターの窓口で利用を承認し、使用料を収納できるような体制に変える方が望ましい。実際に、総合センターではこのようなシステムで行われている。コミュニティセンターの窓口では減免や・減額の判断はできないというのが総務課の考え方のようなのであるが、総合センターでは、この場合には、生涯学習課に問い合わせ確認を行っているようである。</p> <p>また、利用者にとっても、窓口での申請、承認そして収納というのが利便性を考慮したより適切な方法と考えられる。</p>	改善 進行 中	<p>利用日前の使用料納付を基本としているが、利用日直前申請の使用料徴収に対して、現在は電算端末が未整備のため納付書発行ができない。</p> <p>電算端末整備後も、施設職員は嘱託職員や委託先社員であるため電算端末からの納付書発行・現金取扱ができないため、現状のままとするが、このことを課題とし今後も検討を加える。</p>	総務課

29	45	意見	牛 牧 南 部 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	センターの利用を促進するために、利用実態を把握した上で、目標値を設定することが望まれる。	措置済	利用率について、実状の利用実態を検討した上で、平成24年度目標値を設定した。この目標をもとに利用促進に努める。	総 務 課
30	46	意見	牛 牧 南 部 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	平成15年に地方自治法の改正によって、公の施設の管理業務に指定管理者制度が施行されて以来、試行錯誤しながら、多くの自治体で同制度が導入されている。指定管理者制度の導入によって、 ・民間活力を活用して、効果的、効率的な施設の管理、運営を行うこと。 ・住民へ提供するサービスの向上やコスト削減を図ること。 などが期待されている。 利用率が低迷する現状を考慮すれば、他の自治体の事例を参考にしながら、牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉への制度の導入を検討することが望まれる。	不 (未) 措置	市内の施設は市直営で運営している。指定管理者制度導入のガイドラインも定まっていない。ガイドラインにより、指定管理者導入の目処が立ったときその検討を行うこととした。制度導入によるコスト削減が先になり、安全性公共性が失われることのないよう十分検討する必要があるため今回の提言については、従前のままとする。	総 務 課
31	46	意見	牛 牧 南 部 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	センター用地として取得した東側の広場が、果たして何のために必要であったのか判然としない。周囲の状況等を考慮すれば、駐車場とする等、効率的な利用が望まれる。	不 (未) 措置	現在、センター用地東に市有地駐車場があり、その土地も含めた総合的な整備計画ができるまで、現状の公園として利用する。	総 務 課
32	47	意見	牛 牧 南 部 コ ミ ユ ニ テ イ セ ン タ ー	4つの集会室をそれぞれ別々の利用者が利用することを考えると、話し声などがかなり漏れてしまうであろう。また、トイレに関しては、プライバシーもさることながら、臭い等を考えれば、このような設計にしたこと自体が問題である。 他の自治体の施設等でも採用されている省エネルギー工法であるが、今後の施設等の建設に当たっては、このような問題が発生しないよう十分な検討が望まれる。また、利用者アンケートなどを実施して、これらが原因で利用率が低迷しているのであれば、対応を図るなど、利用率の向上を図ることが望まれる。	措置済	トレーニングマシン等備品について整備し、利用拡大を図った。また使用料の見直しに伴い部屋の利用形態を変更し、利用率の向上を図った。	総 務 課

35	53	意見	牛牧北部防災コミュニティセンター	<p>公金を財源として建設した施設であるから、その利用に当たっては、条例及び同施行規則にあるように、利用者は施設の利用時まで使用料を納付し、使用料の収納漏れを未然に防ぐというのが基本的な考え方である。しかし、現在のように総務課で利用の許可などの手続を行っている場合は、この原則は適用できない。</p> <p>そのためには、センターの窓口で利用を許可し、使用料を収納できるような体制へ変えることが望まれる。実際に、総合センターではこのようなシステムで行われている。コミュニティセンターの窓口では減免や減額の判断はできないというのが総務課の考え方であるが、総合センターでは、この場合には、生涯学習課に問い合わせて確認を行っているようである。</p> <p>また、利用者にとっても、窓口での申請、許可そして収納というのが利便性を考慮した、より適切な方法と考えられる。</p>	不 (未) 措置	<p>窓口納付については、1名の夜間職員(補助職員)で対応しており増員も困難で防犯上も窓口徴収は難しい。</p>	総務課
37	55	意見	牛牧北部防災コミュニティセンター	<p>本来、公共の施設であり、公金を使うわけであるから、しっかりした利用計画、利用予測を立て、センターの必要性等を考慮しながら建設すべきである。補助金が出るからといって建設を進めるのは本末転倒であり、建設そのものが目的であったといわれても仕方のないところである。利用状況から推測すれば、他にも類似の施設がいくつもあり、防災拠点としてはともかく、そもそもコミュニティセンターが必要であったのか疑問である。</p> <p>今後センターの利用を促進するためには、まず、利用率等のデータを把握し、利用実態を把握した上で、目標値を設定することが望まれる。</p>	措置済	<p>利用率について、実状の利用実態を検討した上で、平成24年度目標値を設定した。この目標をもとに利用促進に努める。</p>	総務課
45	73-74	意見	未利用不動産	<p>財産台帳以上に、土地明細台帳においては、記載がなされていない部分が多々存在する。</p> <p>まだ作成されて間もなく、やむを得ない事由があるのかもしれないが、今後、早急に可能な限り情報を入れることが望まれる。例えば、取得年月日などは、登記簿情報を見れば一目で判明するし、財産台帳に記載があるものなどは記載できるはずである。</p> <p>当然ではあるが、記載する場合には、財産台帳の記載と合致するよう注意を払い、適正な台帳を整備することが望まれる。</p>	措置済	<p>現在実施中である。 把握している部分は完了した。 新たに把握した場合、適宜登録していく。</p>	管財情報課
50	78	意見	未利用不動産	<p>未利用不動産の利用にあたっては、使用許可等を与えて使用料を徴収することを検討することも望まれる。</p>	措置済	<p>行政財産への移行、売払い希望を優先している。 一部貸付希望も開始している。まずは、処分方向で進めている。</p>	管財情報課
53	82	意見	未利用不動産	<p>委員会の当初の設置からすれば5年半以上が経過しているが、いまだに処理方針さえ未定の財産がある(市管理番号40番乃至42番、45番)。</p> <p>活用されていない未利用地の解消は早急になされるべき事項であるが、普通財産は勿論のこと、行政財産においても、行政用途の供する予定がないのであれば、行政財産用途廃止手続を経て、普通財産とするなどして、早急に処理方針を決定することが望まれる。</p>	措置済	<p>土地調査特別委員会において、方針案を決定した。 今後はそれを基準に対応する。</p>	管財情報課及び各施設担当課

56	90	意見	美来の森	美来の森は、瑞穂市におけるごみ問題の要であり、大多数の事柄がここで処理される。美来の森館の研修室を改装し、環境課の職員を美来の森館に移すことにより、環境課の仕事効率が上がり、他地域からの流入や物品の持ち出しを防止することができ、美来の森館の有効利用にもつながると思われる。	不 (未) 措置	環境課の美来の森への移転について、仕事の効率からみると、ゴミ処理と言う点からは良いが、他の業務を考えると現実的ではない。さらに、他地域からの流入や持ち出しについては、常勤単労職員や委託会社により監視が進んでいる。また、美来の森の有効利用については、職員の移転だけでなく、廃棄物対策の大局的見地から考えていかなければならない。	環境課
59	92	意見	美来の森	持ち込まれたごみの分別作業等が随意契約されており、理由が、「廃棄物を適正に処分するための分別と容器破砕物の回収及び清掃は、従来より業務を行っている(財)瑞穂市施設管理公社に委託することにより適正かつ円滑に事業が遂行されるから」とされている。破砕機をはじめとする重機の運転には専門的技術が必要とされるが、ごみの仕分けや剪定木の計量は専門的技術を必要とするとは思えないことから、随意契約を結ぶにあたっての理由としては適切とは言えない。このままでは、(財)瑞穂市施設管理公社に仕事を受注させるために美来の森を継続しているのではないかとの疑いを招くことにもなりかねないので、随意契約は再検討が望まれる。	措置済	分別作業については、瑞穂市施設管理公社に委託しているが、公社の存在意義を考慮すると、このまま随意契約でも差し支えないと判断する。	環境課
60	92-93	意見	美来の森	持ち込んだ剪定木は、10キロ100円の処理料で破砕、チップ化され(持ち込んだ剪定木と同量以上のチップを持ち帰った場合、処理料は無料)、市民に無料で提供しているが、2,000万円近い破砕機には修繕費や維持費がかかり、また、(財)瑞穂市施設管理公社の人件費をかけているのは、他の果樹産地の市町では見受けられない。循環型社会を目指すところからすると、焼却処分するのではなく、破砕することで柿の生産者が再利用できるとも考えられるが、費用対効果を考え、時期をみて廃止し、将来的には可燃ごみ同様に焼却処分することが望まれる。	措置済	剪定木の処理については、特に農業用について焼却することが最も安価で効率的である。しかも、破砕機は高額であり、毎年保守料もかかっている。 しかしながら、まだまだこの地方では、柿等の農業剪定木を野外焼却することが慣例となっており、それに対する市民の理解は、得られていないのが現状である。 したがって、剪定木の処理方法として、焼却以外の方法を残すことは、経済的な効率の面からでなく、環境保全という面からみて有効であると考えている。 そこで、現用の破砕機が使用可能なうちは引き続き使用し、機器使用不能時に再検討することとする。	環境課
64	97	意見	美来の森	ごみ処理の問題は、一般廃棄物処理基本計画でも指摘されているように、早急に巢南方式に統一すべきと考えられる。 合併から7年以上経過しているのに基本的な問題すら解決されていないのは、解決する気がないと言われかねない。 旧穂積地区のごみの量が多すぎて、巢南方式では収集業者が対応できないとのことだが、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析し、(財)瑞穂市施設管理公社に係る委託料と資源化業者に委託した場合の処理費を試算した上で、今後の計画を立て直すことが望まれる。 それと同時に、リサイクルセンターへの移行計画について慎重に検討することが望ましい。	改善 進行中	平成24年度に「一般廃棄物処理基本計画」を改訂するための廃棄物減量審議会を立ち上げる。	環境課

68	106	意見	火葬場	汚物炉については利用件数も多く年々増加傾向にあること、ヌートリア等の外来種が多くなってきており、市としても駆除していかなくてはならないこと、メンテナンスを考慮すると、人体炉を減らしてでも増設することが望まれる。	不 (未) 措置	人体炉の数は、旧穂積町の火葬場建設時の基本計画において、平成37年には、利用対象人口55,057人、年間利用件数551人(人口の1%)と推定し、炉数は火葬炉の機能並びに1日最大件数により3基となるが、年間を通しての検査・点検・整備等を考慮して予備炉を設け4基とした。その後合併し、人口が今後さらに増えると考えられるため、人体炉の削減は考えていない。 動物炉に関しては、犬・猫等の年間火葬件数が1087件(一般市民受付555件、各課での火葬場への持込件数532件)で、1日約3.6件となる。さらに、各課での動物等の持込は、まとめて火葬している(1日に1から2回ぐらい火葬する)1回の火葬時間は45分ぐらいであることから、こうした現状で人体炉を減らし動物炉を増設することは考えていない。	市民課
69	106	意見	火葬場	霊安室は3年間利用実績がなく、近隣の公営火葬場でも所有していない所もあるが、必要がないとは言えない。今後改装、建て替えを行うのであれば、利用状況を十分考慮して設置するかどうかを検討していくことが望まれる。	不 (未) 措置	霊安室に関しても建て替え時期(炉の改修工事時期(平成32年頃)が到来したときに火葬件数等を考慮して考えていく。今現在は考えていない。	市民課
75	111	意見	市営墓地	両霊園とも、集落営の墓地を市が拡張し市営の霊園としているので、市営以前の権利が生じていることは理解できないでもないが、条例では1世帯1施主1区画のみ利用であることから、条例の遵守が望まれる。 必要なら条例を改定するか墓地の旧権利者には返還してもらい、需要に応えていくことが望まれる。	措置済	調査の結果、そのような事実は無く、条例のとおり1世帯1施主1区画であり今現在も遵守されている。	市民課
78	118	意見	公園	馬場公園のグラウンドの利用数はあまりに少ない。有効利用されるようPR活動し、利用してもらうように働きかけることが望まれる。	措置済	馬場公園他都市公園をホームページに掲載し、また、広報においても馬場公園や他の公園を定期的にPRしている。	都市管理課
80	118	意見	公園	五六川親水公園は五六川の河川敷に面した58,100㎡の広大な公園である。しかし現在は、河川区域内であるため水飲場や便所などの公園施設はないが、年に数回のレクリエーション行事以外は市民の散策に利用されている。公園管理も花壇の管理以外は、ほとんど近隣住民のボランティア活動にまかせてある。この公園は釣りデッキや散策路を備え、周辺ではカモやサギのバードウォッチングも楽しめる自然豊かな公園でもある。都市管理課は、積極的に公園のPRを行っていないので、もう少しPRして瑞穂市民全体のための憩いの緑地公園にすることが望まれる。	措置済	五六川親水公園他都市公園をホームページに掲載し、また、広報においても五六川親水公園を皮切りに他の公園も定期的にPRしている。	都市管理課
81	119	意見	公園	根尾川河川公園は、テニスコートとゴルフ場が備え付けられているため、しっかりとPRと管理を行えば市民の利用も見込まれる。しかし現状では、ターゲットバードゴルフクラブの会員が管理を行っているため、クラブ会員に加入していない市民は他の目的で利用することは難しいと思われる。公共財産である公園を特定の団体だけが利用するのではなく、誰もが利用できるように是正することが望まれる。	措置済	公園の清掃等をボランティアで行って頂いているクラブの方々と話をし、一般の方も自由に使える施設であるということを再確認した。	都市管理課

83	119	意見	公園	砂場検査は、検査の対象となる砂場については検査報告書により検査結果が報告されている。しかし、検査時に所轄部署の担当者が、現場へ立会ったという報告は全くない。原則として委託業者が提出する検査結果を受けているだけである。砂場検査というのは、性質上、遊具点検や便所などの施設管理と違い表面上市民からは、管理状況がわかりにくいものである。現在のように業者に委託したまま報告を受けているだけでは本当に適切に検査が実施されているかどうか不明瞭である。所轄課である都市管理課の担当者も検査時に立ち会いながら実施状況の把握に努めることが望まれる。	措置済	平成23年度から検査時は立会いを行う体制にした。	都市管理課
84	125-126	意見	自転車駐車場及び駐車場	瑞穂市第1自転車駐車場の稼働率については、瑞穂市自転車駐車場のなかで最も穂積駅に近いという地理的な要因によって高くなっていると考えられなくもないが、1階の稼働率だけが100%を超えていることを考えると、その要因は違うところにあるように思われる。それは、瑞穂市自転車駐車場(自転車用)のなかで、唯一、供用時間が終日であるという点である。つまり、午後10時以降に自転車を入庫できないと困る人が多いのではないかと推測される。また、3利用状況の(4)②に記載のように、瑞穂市自転車駐車場の利用者総数は、穂積駅の乗車人員の11%となっており、まだまだ利用者の増加が見込める数字である。そこで、瑞穂市第1自転車駐車場の1階以外の瑞穂市自転車駐車場(自転車用)についても供用時間の見直しを行い、稼働率の向上を図ることを検討することが望まれる。	不(未)措置	平成23年度の利用率は第2・第3駐輪場が上昇したのに対し、第1駐輪場は減少し分散傾向にあり、供用時間についても第1駐輪場で昼間一時的に100%を超える場合もあるが、場内を整理及び2階に促すことにより駐車できない状態に至っていない。駐車自転車は夕方から夜間にかけて、帰宅者の増加により特に、問題なく駐車できており、また、供用時間の延長により防犯面・コスト面からも支出が増大するため供用時間の拡大は行わない。	都市管理課
85	126	意見	自転車駐車場及び駐車場	軽自動車専用駐車場は、次回、大規模な改修工事を行うときには、再度、普通自動車を駐車可能にするスペースが確保できるかを確認し、駐車場の利用者の範囲を拡大するよう検討することが望まれる。	措置済	今後改修時には普通自動車も利用できるよう検討する。	都市管理課
86	127	意見	自転車駐車場及び駐車場	30分以内の利用者の統計をとることによって、利用者が駐車場をどのように利用しているのかを把握するなど、何らかの目的をもって統計をとっていくことが望まれる。また、統計資料を分析した結果、駐車場を増設する必要があると判断された場合には、穂積駅の北側にある未利用地の活用も検討することが望まれる。	措置済	自動車駐車場として整備済である。	都市管理課
87	128	意見	自転車駐車場及び駐車場	現在の業務委託料の内訳はほとんどが人件費であるので、自転車駐車場の機械化の検討とともに、人員の配置を見直し、効率的な運営を行うことを検討することが望まれる。また、穂積駅周辺には私営の自転車駐車場も存在するが、駐車料金については瑞穂市自転車駐車場よりも安く設定されている。こうしたことから、指定管理者制度の導入についても検討することが望まれる。	改善進行中	市による新一般財団法人の設立に合わせ、今後の管理の方法(機械化等)を検討する。	都市管理課

92	136	意見	市営住宅	家賃の滞納処理方法について、家賃は私法上の債権となることや、県や近隣市町の動向を考慮し、今後徴収方法を検討することが望まれる。	改善進行中	現在債権収納対策プロジェクトチームを立ち上げ滞納処理方法や延滞金の徴収について協議し決定する。	都市管理課
93	137	意見	市営住宅	ホームページにおいて、市営住宅の概要等について、駐車場使用料、住宅使用料は延滞金の対象である旨を含めて、広報することが望まれる。 ホームページの改定に費用が必要であるが、市営住宅の存在についても常時、市民に広報することが望まれる。	改善進行中	市営住宅に関するホームページを作成した。また、現在債権収納対策プロジェクトチームを立ち上げ滞納処理方法や延滞金の徴収について協議し決定する。	都市管理課
95	145-146	意見	総合センター	多少の誤差はあるかもしれないが、当初計画から堅実に策定していればP145の事実関係のような状況は想定できたはずである。にもかかわらず40億円もの投資をして建設してしまったのはあまりにずさんな計画に基づくものではなかったかと批判的な印象を持たざるを得ない。 そのうえ、現在の利用状況からすれば1、2階の老人福祉センター施設、3階の保健センター、4、5階の会議室についても、本来にこのような施設をつくる必要があったのか、維持管理コストについても、建設段階から想定できるはずであり、全てにおいてコストと効果の検討がなされていないのではと疑問が残る。 また、サンシャインホールでの事業について、チケット料金の設定が低い親子向けではあるが、参加者数は一番多い事業であるにもかかわらず、支出超過となっている。そのため、やればやるほど市の財政への負担が増加してしまい、結果自主事業の開催は年数回にとどまってしまう。さらに、通常の利用者も学校関係者等減免対象者が多く、結果的に発生するコストをほとんど回収できない状況にある。 このような施設に年間1億円の経費がかかっていることを市民に知らしめ、今後の運営についての民意を問う必要があるのではないかと考える。施設利用料の減免措置も含め有効的な利用方法、適正な料金設定を、全庁挙げて早期に確立されることが望まれる。 また平成の大合併により、市内には同じような施設(各種会議室、調理実習室など)が重複して複数箇所存在している。利用者の状況(利用人員数、利用形態など)によって最適な規模の利用場所を示せるよう、施設の一元的管理体制の充実も必要と考える。	措置済	平成24年10月1日より条例改正により使用料を改正する。また減免についても一部改正した。	生涯学習課
99	151	意見	西部複合センター	建設から7年近く経過しており、まだ修繕が必要な箇所はないと思うが、今後は経過年数に伴い大規模な修繕が必要となってくる。必要な対策について早期に手だてを講じることが望まれる。	改善進行中	本年中に施設維持管理計画調査を実施する。	生涯学習課
100	152	意見	西部複合センター	施設の重複及び利用に当たったの不便等を鑑みると、2階図書館分館は廃止し、2階に総合センターから保健センター部分を移設し、西部複合センターを保健センターとして一体利用することはできないであろうか。西部複合センターに保健センター機能を集約することで、利用者がより有効的にセンターを利用できるよう考えることが望まれる。 また、保健事業として高齢者人口の増加とともに介護予防事業等に取り組んでいるが、今後は介護予防普及啓発・介護予防活動等の地域支援事業の拠点としても保健センターの利用を考えることが望まれる。	不(未)措置	健康増進計画において協議している生活習慣病予防対策の拠点として両保健センターを位置づけ、特定保健指導利用率の向上及び健康教育の拡充を継続的・長期的に推進していく。	健康推進課

102	157	意見	市民センター	仮に、講習の内容が運動器具の簡単な使用方法の説明など、専門的な知識を必要としないものであるならば、瑞穂市民センターの窓口業務を委託している(財)瑞穂市施設管理公社の職員が講習を担当するなど、講習の方法についての検討を行い、また、どうしても指導員等による専門的な指導が必要ということであれば、講習の開催回数を見直すなどの検討が望まれる。	措置済	画一的な説明はできると思われるが、利用者の年齢、利用目的等が様々であるため、専門的知識がある方をお願いしたい。講習会の回数については、平成24年度の参加者数の実績をもとに見直しをした。	生涯学習課
104	158	意見	市民センター	利用団体登録申請書の住所等の確認がされていないので、免許証等によって住所等の確認をする方がよいと思われる。	措置済	代表者の免許証を確認するようにした。	生涯学習課
105	158	意見	市民センター	調整期間における調整が効率的に行われるようにするために、瑞穂市の行事で使用する事が確定している施設については、申請受付期間よりも前に使用不可であることを公示する方がよいと思われる。また、他の利用団体と重複した場合の調整にも一定のルールを定める方がよいと思われる。	措置済	市や関係する団体の使用が確定した施設については、すでに各公民館窓口に掲示中である。重複した場合や優先順位の規定を現在作成済みである。	生涯学習課
115	168	意見	うすずみ研修センター	うすずみ研修センターの取得価格は、97,207千円であるが、設置後13年ほど経過し、固定資産税の評価額の推定額は、76,987千円となっており、今後の施設の多額な維持管理経費の可能性や利用実態を考慮すると、瑞穂市民にとって、うすずみ研修センターより、温泉、ホテルの通常の販促活動に伴う割引以上の減額が確実であれば、こうした利用の方が、市民に対する公共サービスに応えられると思われる。したがって、本施設については、本巢市へ移管し、施設利用に関する相互協議により、割引または減額対象を明確にした方がよいと思われる。	不(未)措置	向こう2年間は現状の指定管理者方式により継続し、その間に移管について本巢市と協議する。	生涯学習課
117	172	意見	グラウンド及びふれあい広場	施設の利用にあたって利用者が市民センター等に足を運ぶこと、及び申込時間が制限されることは市民にとって不便であり、市民が利益を受ける機会を制約していると思われる。対策として、岐阜市、大垣市、羽島市など近隣の市町村では既に市のホームページ上でグラウンドの予約を受け付けている。瑞穂市においても今後、利用者数の増加及び利用者の利便性を向上させるため、インターネットによるグラウンドの予約の導入について検討することが望まれる。 また、各グラウンドの空き状況についてもインターネット上において公開されておらず、検討することが望まれる。	改善進行中	インターネットの予約システムについては、近隣で導入している市町村へ費用対効果、実績のある業者に導入コスト、維持コストの調査を行った。 平成24年度中にこれを市の現状(利用調整の手続など)に照らし、導入できるか検討する。	生涯学習課
118	172-173	意見	グラウンド及びふれあい広場	今後の市民の利用件数及び利用者数の向上を図るためには、過去の利用実績に基づく分析をすることが欠かせない。現在の利用状況に関する資料では、過去の利用状況を詳細に分析する上ではデータ不足と言わざるを得ない。したがって、今後は各施設について次の資料を月単位で毎年度作成するなどの対策が望まれる。 (イ) 利用時間帯ごとの稼働率 (ロ) 稼働日数 (ハ) 利用団体及びその利用回数	措置済	平成24年10月1日より条例改正により使用料を改正する。	生涯学習課

119	173-174	意見	グラウンド及びふれあい広場	グラウンドの利用に際して使用料が徴収されている。この使用料については近隣の市町の使用料を参考に決定されているが、その算定根拠は不明確である。受益者である市民に応分の負担を求めするためには、使用料の積算根拠を明確にし、市民にわかりやすく説明できるようにすることが必要である。また、地方自治体の厳しい財政状況下において、公共施設を安定に運営すること及び受益者負担の観点から使用料金について検討することが望まれる。	措置済	平成24年10月1日より条例改正により使用料を改正する。	生涯学習課
130	188	意見	弓道場	現在の施設の形状では近的(近距離的的場)しかできないという利用者の声を考慮すると、射場を北側(屋外広場)に移設あるいは新設の上、より有効的な利用を検討し、さらに、多くの市民が弓道という競技を体験できる機会を、市側と競技団体とともに考えることが望まれる。	不(未)措置	遠的用の施設とするには現実的には施設の建替えが必要になると思われ、財政状況を踏まえ検討する必要がある。現時点では、改修を行う予定はない。 現在は、瑞穂総合クラブの講座に弓道があり、又、弓道連盟による弓道教室を毎年開催している。	生涯学習課
131	188	意見	弓道場	現状の利用金額による歳入では、施設の修繕等が発生した場合はすぐに支出超過(赤字)となってしまう。近隣市町の利用料金を参考に早急の料金改定が望まれる。	措置済	平成24年10月1日条例改正により使用料を改正する。	生涯学習課
133	194-195	意見	図書館	①現在の登録者数について 瑞穂市在住の小学生、中学生及び16歳から18歳の登録率はそれぞれ合計で80.1%、93.7%、99.2%と非常に多い。これに対し、50代以降について登録率が50%を割っていることが分かる。楽修館及び分館において図書館事業として読書を促進させる事業を毎年実施している。 児童向け事業として「親子で手作り絵本教室」や「大きなえほんをよむ会」、「おはなしの会」等を企画・実施しているほか小学校に出向いて本の読み聞かせを行っている。小学校入学時に学校で一括図書館カードの申込みを行っていること、様々な本を読む動機づけの事業を行ってきたことが現在の小学生、中学生及び16歳から18歳までの高い登録率に繋がっているものと思われる。 これに対して大人向けの事業として「ちぎり絵～和紙で作ってみよう!～」や「瑞穂市文化講演会」、「絵手紙をかいてみよう!」、「声を出して本を読もう!」等を企画・実施しているが、登録率は年代を重ねるごとに減少している。現状を改善するために年代別でどのような図書が読まれているのか、また読みたいのかを把握することが必要であると思われる。 現在、図書館資料等の収集については「瑞穂市図書館資料収集方針」に基づき、図書館資料等を収集しているが、選書に当たっては年代別の意見が平等に反映されているか、また、反映されるような仕組みとなっているのか検討することが望まれる。 ②インターネットによる本の予約について 利用者数の増加には図書館の利便性の向上も検討することが必要である。現在、本の予約については来館と電話のいずれかで行う。しかし、いずれの方法についても予約の受付時間には制限があり、ホームページ上で本の検索から予約までの一連の作業が行え、貸出状況もわかるインターネット予約と比べ利便性に乏しいと考えられる。したがって、本の予約についてホームページ上で行えるようにすることが望まれる。この件については、既に市において実施に向けて検討されているため早期に実施されるよう要望する。	改善進行中	選書は司書資格を有する職員で行い、嘱託職員以上(20代～60代男女の構成)による選書会議を、両館それぞれで開き精査し、平日頃より各年代の潜在的要望が繁栄できるように努めている。また、その会議では、リクエスト以外にも利用者からの声をカウンターにいる職員が記録に残し、選書に活かせるようにしている。 本の予約については、整理番号132に記入したように、平成24年10月よりホームページ開設にともない、インターネットでの予約サービスも開始予定である。	生涯学習課
136	196	意見	図書館	市民のニーズに応えた図書館づくりをするためにも図書や視聴覚資料のリクエストのみならず、図書の配置について、図書館事業について、職員への要望等の受け付けを行うことについて検討が望まれる。	措置済	平成23年4月より、両館で利用者からのさまざまな意見や要望をカウンター職員が文書で残したり、事業実施時にアンケートを行って収集し、定期的打合せの場でそれらの意見を共有したり、共通理解を図っている。	生涯学習課

137	199	意見	図書館	<p>選書にあたっては、職員が(株)図書館流通センターからのカタログ、市民からのリクエスト及び貸出の状況、収集・選定の方針等を総合的に判断して各自が選定し毎週購入している。選書にあたっては、専門書等を各分野において十分に整備する必要があることから、選書を行う人には、高い選書能力が求められる。図書館職員の専門資格として「司書」資格がある。司書は、都道府県や市町村の公共図書館で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員とされている。楽修館においても、その職員には司書の資格が求められていることから、適正な選書が行われているものと思われる。ただし、現在は本の購入が週1回で行われていることから選書はカタログ等だけによる各自の判断で実施している。当該方法は限られた時間内で実施するには有効であるが、定期的な全体会議を実施することにより情報交換をはかり共通認識のもとで図書選定を行うことも重要である。したがって、選定の方法については、再度検討することが望まれる。</p> <p>また、分類別の回転率では芸術に関する図書については年間3回以上であるのに対し、総記、社会、郷土資料など年間1回未満の図書もある。市民が読みたい図書、読まれている図書を把握するには、分類別の回転率は大きな判断指標になるものと思われる。図書館はあらゆる種類の知識と情報を手軽に入手できる施設でなければならないと同時に、市民のニーズ及び時代のニーズに合わせたサービスを提供する施設であることも重要である。したがって、分類別の回転率を図書選定の際には考慮することが望まれる。</p>	措置済	<p>図書館は幅広い分野の知識と情報を市民に提供することを目指していることから、全体の蔵書方針をふまえつつ、整理番号133で述べたように、利用者からの潜在的な要求に応えていなかった分野の充実を図る。</p>	生涯学習課
138	200-201	意見	図書館	<p>瑞穂市の合併後の面積は2,818haで図書館を二館有しているため、一館のカバーエリアは1,409haであり、県内の他市の一館のカバーエリアと比較した場合、一番小さい(図書館までの距離が近い。)。仮に図書館を統合した場合においても瑞穂市の面積が2,818haであることから、他市の一館のカバーエリアと比較しても広いとは言えないことから、一館で瑞穂市全域をカバーすることで十分と考えられる。したがって、合併による組織・施設の合理化を考えた場合、現状の瑞穂市の面積とその図書館の数との関係は改善すべき点である。</p> <p>分館は楽修館と特色化をはかり図書館運営を行ってきた。その実績は評価すべきではあるが、分館の運営のコンセプトを楽修館に採り入れることで分館の役割を果たすことができるものとする。</p> <p>少しでも省ける無駄は省いていくという考え方に立てば、図書館は2つを統合して楽修館だけとし、分館は他の施設に転用することも含め、用途変更を検討することが望まれる。</p>	不(未)措置	<p>瑞穂市図書館では、本館(楽修館)は、一般図書、レファレンス用図書や郷土資料、分館は、子育て支援関係図書や児童書の収集に重点を置き、各施設の個性を明確にした蔵書構成及び資料の収集に心がけている。</p> <p>例えば、分館の蔵書は、絵本と児童書で蔵書の1/2超を占めるに至っている。さらには、本館では、郷土資料を生かした企画展「皇女和宮と中山道展」を開催し、分館では、健康推進課と連携した「絵本に紹介されたお菓子作り」を開催するなど、各館の個性を生かした図書館事業の実施に努め、好評を博している。</p> <p>「2館の個性を明確にした運営」は利用状況に反映され、15歳以下の児童生徒の利用者を見ると本館の約22%に対して分館は約40%、子育て関係図書の利用の多い20～30歳代は、本館の約24%に対し分館は約31%、逆に、一般図書の利用の多い40歳代以上については、分館の約22%に対し本館は約48%となっている。</p> <p>以上のことから、各館の個性を明確にした蔵書構成や資料の収集によって、利用者が自己の課題や必要性に応じて本館と分館を使い分けて利用していることがわかる。</p> <p>また、図書の地域配送システムのない当市では、児童生徒や高齢者の利用を考えると、日図協がいうように、「中学校区に1館の図書館配置」が望ましく、特に、合併時点まで図書館のなかった巢南地区民の分館に対する期待は極めて大きいものがある。</p> <p>市子ども読書推進計画の具現に向けて図書館の役割が一層期待される中、経費節減や合理化を図りつつ、より一層の市民サービスに努めるためにも、本館・分館の2館体制を維持し、個性を生かした運営を行うことが重要であると考えられる。</p>	生涯学習課

140	205	意見	瑞穂市郷土資料館	<p>郷土資料が全く存在しない以上、郷土資料館の名で施設を存続させるべき理由はない。</p> <p>都市公園内の施設であることから、都市公園法に、また、建築基準法その他諸法令に反しない限りで、使用実態に合わせた公の施設に変更することが望まれる。</p> <p>現状、市としては放課後児童クラブで使用しているのだから(この施設を放課後児童クラブとして利用すべきか否かは別途検討することは必要である。)、放課後児童クラブにすることの検討を第一に考えることとなろう。その場合は、都市公園法第2条第2項第6号の「教養施設」、そして、同法施行令第5条1号の「これらに類するもの」あるいは、同3号の条例で定める教養施設として設置可能であるかの検討が必要である。</p> <p>あるいは、馬場東自治会が使用している点を捉えて、都市公園法第2条第2項9号の「前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの」、そして、同法施行令第5条8号の「集会所」として設置できないかの検討もあり得る。</p> <p>なお、本施設は、県の補助金を受けて設置された施設であり、設置後24年以上が経過しているものである。この点、岐阜県市町村振興補助金交付要綱第8条により、減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第一に掲げる期間内(50年)となっており、県知事の承認がない限り転用できないが、逆に言えば、県知事の承認を受ければ転用可能ともいえ、承認を得るように努力することが望まれる。その場合、諸法令には反しないように、例えば、建築基準法第87条の規定に基づく用途変更の手続などが必要となる。</p>	改善進行中	<p>まず、県補助金の耐用年数に伴う用途変更の知事の承認について、平成24年3月に企画財政課を通じ県へ手続き方法に関して照会しているところである。</p> <p>また、用途変更を行うことに伴う法的に必要な改装事項を確認するため、平成24年度に施設維持管理計画調査にて実施する予定である。</p>	生涯学習課
145	212-213	意見	瑞穂市給食センター	<p>調理の際に熱気が出るが、熱気量に比し、面積と高さが十分ではなく、作業の際に暑いという現場の声がある。特に洗浄室、煮炊調理室などは、夏場など作業をしている職員にとっては酷な状況が見受けられるとのことである。熱気が籠もらないように、熱気対策の設備はされているが改修費やランニングコストを考慮し、例えば換気扇の見直し等、何らかの対策が望まれる。</p>	措置済	<p>設計時では、調理工程も含め推測しきれない熱量だった。</p> <p>特に去年は、猛暑が続き一部の工程では熱気があったが、旧施設からは比べ物にならない作業環境となっている。</p> <p>現在の施設の設計は、各調理室の面積や気圧を考慮して設計されているため、単純に排気機器やエアコン機器の増設ではなく、気圧を配慮した設計をしなければならぬと考えている。このため改修には改修費や電気代等のランニングコストの増加は免れるものではないと考える。</p> <p>このため、今後の大規模改修時(ボイラー配管等の更新時や調理・洗浄機器の更新時)において再設計を検討する。</p> <p><概ね平成29年~34年度></p>	教育総務課
146	212-213	意見	瑞穂市給食センター	<p>食の量に比し回収風除室が狭い。車両1台に6台のコンテナが積まれるが、3台同時に到着することもあり、その場合は、場所が狭いため車を待機させるなどの必要が生じる。</p> <p>これも費用対効果の問題もあるが、事故が発生する可能性もあり、場所を拡げる工事などの対策をすることが望まれる。</p>	措置済	<p>設計時には、コンテナ回収時間によりコンテナの回収数が算定できなかった。</p> <p>運営後においてコンテナの効率的回収計画により、一度にコンテナが回収され一時的に風除室が狭くなる場合もあるが、運営当時より運転手と連携を取り、コンテナがある時は車で待機するようにして運営している。</p>	教育総務課

147	213	意見	瑞穂市給食センター	<p>民間委託のメリットはコスト削減にあると一般に言われている。</p> <p>この点、当該施設における収支はP210から211のとおり、3年ともに赤字であり、給食事業の全部あるいは一部の民間委託を検討する余地はある。</p> <p>例えば、平成22年度、市は調理員として34名を雇用している(正職員10名、残り24名は日々雇用者。24名中4名は、午前中みのパート)が、かかる数が適正であるか、人件費の削減可能性がないかという点で民間委託は検討に値する。</p> <p>他方、民間委託のデメリットは安全衛生面の管理の徹底ができないことにあると一般に言われている。</p> <p>確かに、現在、市が雇用する職員について、汚染拡大防止のために、制服は2種類(えりの色が白とピンクのもの)にして他の室への自由な出入りを禁じている。また、制服は自宅への持ち帰りが許されておらず、一人当たり1日3回の洗濯がセンター内で行われ、洗濯された制服は乾燥室で保管される。さらに職員(配送業務従事者も含む。)に対しては、月2回検便を実施しており、成績表を保管している。健康診断は1年に1度行っている。このように安全衛生面の管理を徹底しているが、この点、民間委託にしたとしても、市の徹底した指示と衛生管理対策を万全に実施できる業者選定により、補うことができる可能性もある。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、各務原市教育委員会が自ら行った事務事業の点検評価一覧(平成20年度事業)によれば、平成20年4月から供用開始された新学校給食センターにおいて、対象校11校、約6,200食/日につき、調理・配送・配膳業務の民間委託を行っているとのことであるが、A評価とされている。</p> <p>瑞穂市においては、新施設を建築の際に保護者等からも安心安全の給食のため直営で行うようにとの要望を受け、議会でも説明を行い直営とされた経緯があるが、今後も民間委託の実態を調査・研究するなどして、市直営方式が妥当であるか、民間委託へ切り替えるとしてもその範囲をどうするかなどを検討しつつ運営することが望まれる。</p>	措置済	<p>食の安心・安全のため、調理については、市の職員がベストと考えている。(議会においても説明をさせて頂いた。)</p> <p>人件費の支出においては、指導調理員を除く調理員について、補助職員を雇用し運営している。</p> <p>なお、配送業務を管理・費用の面からも検討し、平成22年度より派遣職員から委託業務に切り替えた。</p>	教育総務課
149	215	意見	瑞穂市給食センター	<p>平成20年度までは、運営委員会規則に反し、運営委員会の会議録が存在しなかった。したがって、適正な運営がなされていたかは不明である。</p> <p>平成21年度以降は会議録が作成されており、会議録の内容からすれば、運営委員会は条例及び規則に則り、適切に運営されていると思われる。今後も継続されたい。</p>	措置済	今後も継続運営する。	教育総務課
152	216	意見	瑞穂市給食センター	<p>ハリヨ公園については、当初は瑞穂市内の学校が利用していたこともあったようである。</p> <p>しかしながら、現在では池廻りの散策路は草が生い茂っている状態である。また、散策路からは池は見えてもハリヨを鑑賞するような状況ではなく、市民が利用している形跡は見当たらない。植栽剪定がなされているとのことであるが、公園が存続する限りは今後も必要となってくる費用である。</p> <p>ハリヨ公園について、本来の目的通り利用するのであれば、まず、ハリヨが現在も池に生息しているかを調査し、生息するのであれば、貴重な生物であることは間違いないのであるから、散策路の定期的な草刈り、鑑賞用の橋の設置、あるいは、広報活動を充実して、市民に観賞してもらえるようにすることが望まれる。</p> <p>逆に、ハリヨの生息が確認できないのであれば、草を刈らずに放置することは、衛生的にも問題が生じる可能性があり、剪定費用もかかることから、池を埋め立て、廃止することも考えられる。</p> <p>ゲートボール場は、まず利用してもらえるように広報活動をし、それでも利用者がいないのであれば、例えば、テニスコート、バスケットボールのコートなど利用者の存在する他の施設に代えることなど有効活用を検討することが望まれる。</p> <p>ハリヨ公園、ゲートボール場そして駐車場も合わせれば相当な敷地面積となり、不要であれば、分筆の上、隣地会社への売却なども検討に値する。</p>	改善進行中	平成24年2月時点では、ハリヨが生息していることを目視にて確認しているが、現時点では確認がとれないため(鳥などに啄ばまれている可能性あり)、まず今年度ハリヨが生息しているか調査する。もし生息しているのであれば、防鳥対策等改装し、継続を図っていくか、ゲートボール場も含め地元と協議したい。もし生息が確認できない場合は、用地の有効利用を検討する。	教育総務課

156	218	意見	瑞穂市給食センター	<p>食材納入に関する入札資格者は瑞穂市外の業者も含まれている。海産物など他県業者でもやむを得ない場合もあるが、食の地産地消という観点から適切かは再検討することが望まれる。</p> <p>米や牛乳については、(財)岐阜県学校給食会から購入している。</p> <p>他の市町村も利用し、費用が安くつくということ、また米についてはビタミンB1、B2の補強の要素があることが理由であるとのことであるが、入札形式を経ているわけではない。同会を否定するものではないが、原則形態である入札形式を経た上で、選定することを検討することが望まれる。</p>	措置済	<p>現在、商工農政課やJA岐阜と連携し地産地消を推進し給食にも取り入れている。</p> <p>また、生産者である地元農家(JA岐阜との契約農家)の方や食改善委員(食材開発)の方とも個別に会議・連絡をとりあい、「給食で使用する食材や量」、「施設の状況」、「生産量や生産時期」、「給食メニューの開発」等を行っている。</p> <p>ただし、大量調理場のため、献立や使用量、施設における調理過程、また生産量等により、全ての食材を地元産と指定することができないが、今後も使用できる食材は使用する。</p> <p>なお、地産地消のための給食材料については、直接購入量等を打合せ、生産して頂いている食材であるので、その性質上入札形式の導入は困難である。</p>	教育総務課
158	226-227	意見	下水道施設	<p>公共下水道及び合併処理浄化槽のコストや、それぞれのメリット、デメリットを考慮し、両者を組み合わせて将来の基本構想としたことは、将来の財政負担や、環境への負荷軽減を考えれば、現実的な整備方針であり、評価できるものである。</p> <p>今後は、市街化がほとんど進んでいないとみられる公共下水道の整備予定地域のさらなる絞り込みや、市として現在実施しつつある、整備資金をあらかじめ基金として積み立てる方式(平成22年度から積立を再開している)で将来世代の負担を軽減することなど、財政や将来世代に配慮した整備方針を、さらに進めていくことが望まれる。</p>	措置済	<p>整備予定地域の絞り込みについては、下水道法第5条で規定する事業計画策定時に行う。</p> <p>平成22年度の一般会計から、下水道事業対策基金に、2億円を増資し、基金残高を約6億円とした。</p> <p>平成23年度一般会計当初予算で基金積立金1億円を計上している。また、補正予算での増資も検討し、下水道整備における将来負担を軽減する財政措置を行っている。</p>	下水道課
159	228-229	意見	下水道施設	<p>瑞穂市の担当者によれば、コミュニティプラントの水洗化率が低いこと理由として、第1に、公共下水道が下水道法の対象であり、処理区域の住民に下水道への接続義務があるのに対して、コミュニティプラントは下水道法の対象ではなく接続義務がないこと、第2に、コミュニティプラントがある別府地区は、高齢者で後継者のいない世帯が多く費用がかかる下水道への接続を躊躇していることなどを挙げている。</p> <p>供用開始処理区での水洗化率の低迷は、施設の遊休化、公共用水域の水質の悪影響、下水道経営の問題、接続者と未接続者との間の負担の公平など多くの問題に直結することを認識しなければならない。今後は、瑞穂市上下水道事業審議会からの『瑞穂市汚水処理計画の策定等について』の答申において提言されている諸施策を継続的に実施しつつ、以前に実施され効果があつたとされる方法等も考慮し、長期的な視点で水洗化率向上に取り組むことが望まれる。</p>	措置済	<p>ご意見のとおり、審議会の答申にある施策を実施し、水洗化率の向上に取り組んでいる。</p>	下水道課
160	230	意見	下水道施設	<p>経費回収率が低迷している現状を考えれば、水洗化向上の手段としての安易な下水道使用料の値下げは、一般会計からの繰入を増加させ、他の諸施策へしわ寄せがいくこととなる。</p> <p>下水道使用料は、維持管理費等のコストや建設費回収の観点から決定していくことが望まれる。</p>	措置済	<p>現下水道使用料については、維持管理費や基準内繰入金を考慮した使用料金となっている。</p>	下水道課

161	230-231	意見	下水道施設	<p>コミュニティ・プラントに関しては、水洗化率が向上すれば、経費回収率(維持管理費)が100%を超えることは難しいことではないが、長期的にみて将来懸念されるのは、農業集落排水である。</p> <p>農業集落排水は、水洗化率はほぼ100%であるにもかかわらず、経費回収率(維持管理費)は70%弱である。瑞穂市の資料によれば、毎年基準外繰入による一般会計からの収入により、使用料だけでは不足する維持管理費を賄っている状況であり、いわば基準外繰入が生命維持装置のようになっている。</p> <p>当該施設は、国庫補助金に加えて、交付税措置のある起債部分により全事業費の70%ほどを国の資金で賄っている。つまり、自前の資金は30%程度に過ぎない。現在のような、維持管理費さえ賄えないような状況で、やがて訪れる設備の更新をどのように行っていくのであろうか。</p> <p>瑞穂市としては、維持管理コストを徹底的に削減するとともに、当該施設の利用を隣接する自治体に働きかけることなどにより設備の稼働率を高める。また将来的には、隣接自治体の下水道事業が進展した時に、当該地区の下水を接続させてもらうというようなことも検討することが望まれる。</p> <p>瑞穂市で建設される多くの施設は、補助金や交付税措置のある地方債を財源としている。</p> <p>そして、瑞穂市は残りの財源のみを実質的な必要資金と考えているようであるが、施設や事業は、その建設に要したすべての費用を考慮しなければならない。なぜなら、次の施設の更新時に、今までと同様に国からの資金が調達できる保証はどこにもないからである。このことは、特に下水道のようなインフラ整備において重要である。コミュニティセンターのような施設は、建設資金が捻出できなければ、建設を見送るという決定もできるが、下水道に関して、資金が調達できないからといって設備を更新しない訳にはいかないからである。</p>	措置済	<p>ご意見の隣町への区域拡大の働きかけは実施したが、断りの回答があった。</p> <p>また、隣町の公共下水道への編入については、当該区域の計画が相当先であるため、隣町の下水道計画の進捗状況を注視して対応する。</p>	下水道課
163	233	意見	下水道施設	<p>瑞穂市は、審議会の提言に基づき、水洗化率向上のための取り組みをそれなりにやっていることは評価できる。また、水洗化率向上のために補助金等の制度創設を実施しなかったことも公平の観点及び財政的な観点から評価できる。現在の供用区域においても、新築等の際には下水道に接続するだろうことは予想できる。今後も補助金制度の創設など安易な方法は採用せず、長期的な視点で水洗化向上を図ることが望まれる。</p>	措置済	ご意見のとおり実施している。	下水道課
167	238	意見	委託業務の契約状況	<p>下水処理施設維持管理業務の契約方法は、業者との取り決めにより、一定の契約額になるような業務を依頼することになっており、この積算による予定価格の変更により、大きく契約額が変更されることはないものの、しっかりとした積算根拠をもっているために、細かな折衝が可能であり、その結果削減できた部分で、他の業務まで追加分を支払うことなく行っていることは、目には見えないものの成果を上げていることになる。</p> <p>このような姿勢は、積算が困難な業務委託をする際も長期的に見れば必ず経費削減に結び付くであろうから、他の業務委託でも参考にすることが望まれる。</p> <p>ただ、合併して7年経過しており、このような取引の一元化も将来的に検討していくことが望まれる。</p>	措置済	研修を踏まえ適正な規模で業務仕様を見直し実施している。	管財情報課及び各施設担当課

168	239	意見	<p>委託業務の契約状況</p> <p>浄化槽の清掃・保守管理業務の契約方法は、業務の特殊性から、登録業者が旧町一社ずつということで随意契約はやむを得ないが、見積書を見ると、対象施設の増加、作業回数の変更により金額は増減しているため、業者の見積りをそのまま予定価格とすることなく、作業内容を細かく検討していることが分かる。</p> <p>この業務も下水処理場施設維持管理業務と同様、積算して予定価格を決めており、そこで削減した部分で他の業務を賄っている点では評価できるので、他の参考にすることが望まれる。</p> <p>ただ、合併して7年経過しており、このような取引の一元化も将来的に検討していくことが望まれる。</p>	措置済	<p>研修を踏まえ適正な規模で業務仕様を見直し実施している。</p>	管財情報課及び各施設担当課
-----	-----	----	--	-----	------------------------------------	---------------